

都市計画市素案説明会

～東高島駅北地区の都市計画変更について～

令和3年3月8日～4月8日

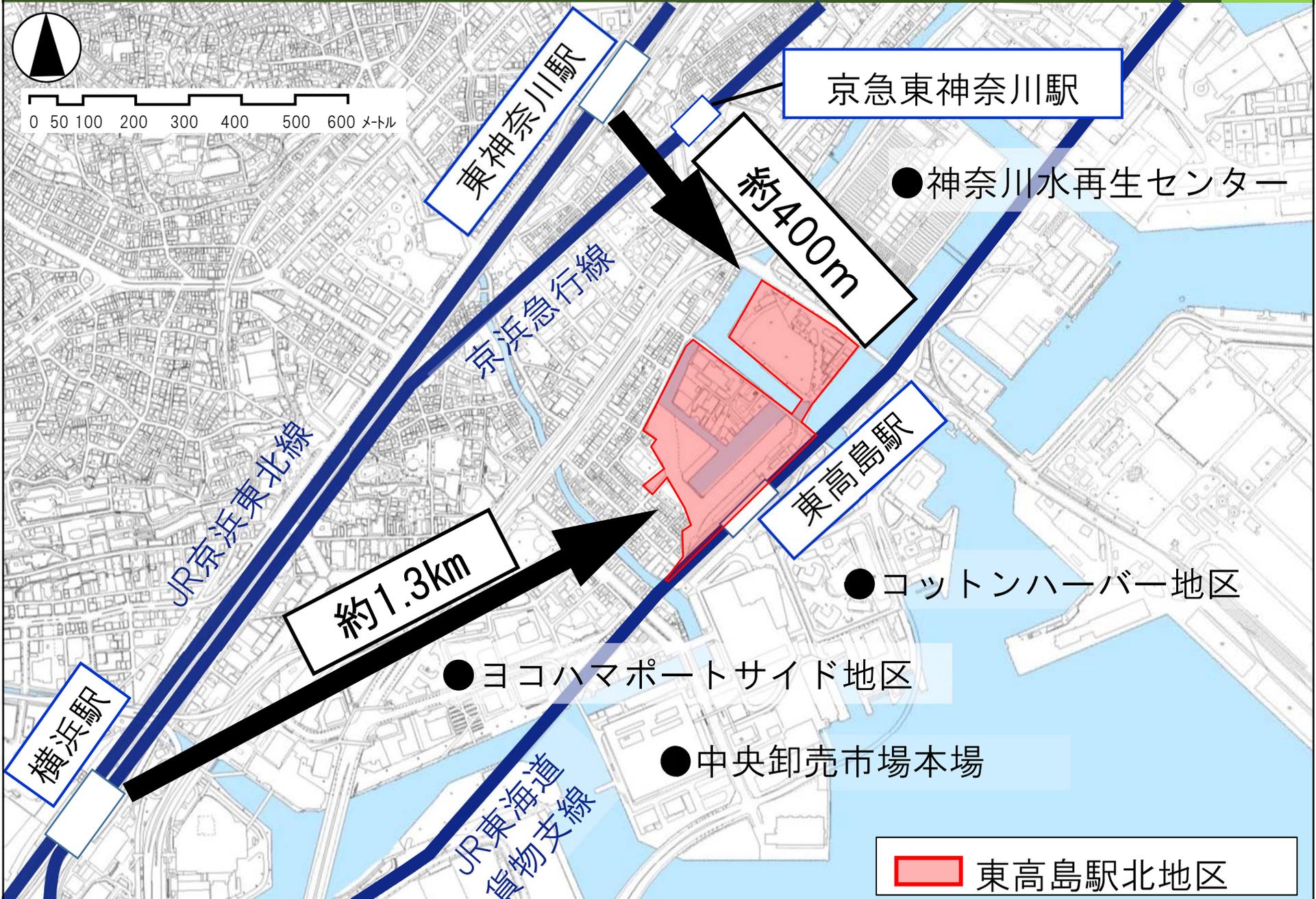
横浜市

- 1 地区の概況
- 2 現在の都市計画の概要
- 3 都市計画市素案の概要
- 4 今後の都市計画手続

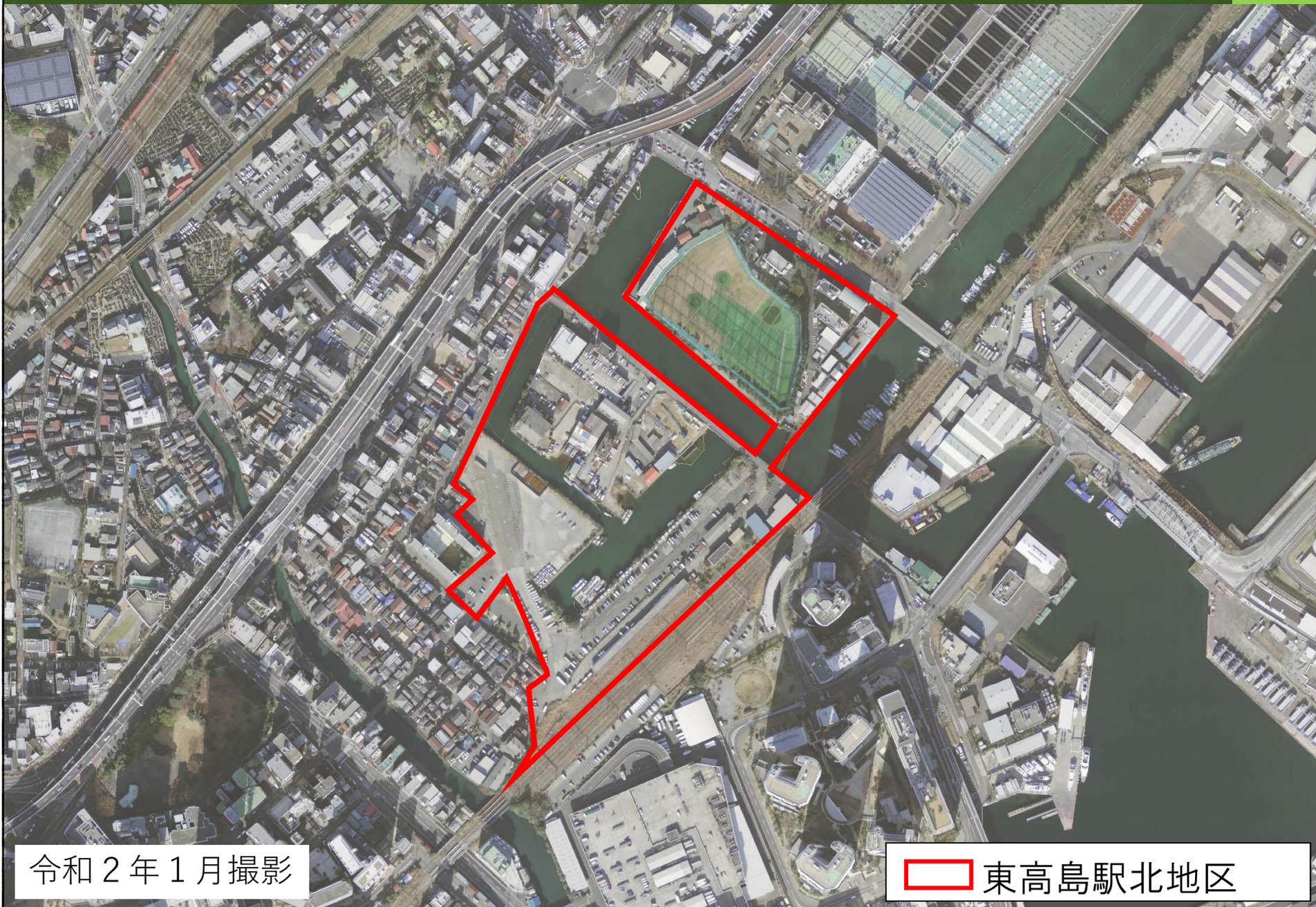
1 地区の概況

- (1) 対象地区の位置と周辺の状況
- (2) まちづくりの経緯
- (3) 上位計画等

対象地区の位置と周辺の状況



対象地区の位置と周辺の状況



令和2年1月撮影

東高島駅北地区

H24. 7 東高島駅北地区土地区画整理組合設立準備組合設立

H27. 3 第1回まちづくり説明会開催

H27. 8 第2回まちづくり説明会開催

H28. 4 第3回まちづくり説明会開催

H29. 3 東高島駅北地区地区計画

東高島駅北地区土地区画整理事業

等の都市計画決定告示

H30. 6 東高島駅北地区土地区画整理組合設立

R02. 11 第4回まちづくり説明会開催

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(H30改定)

都市計画の目標

横浜都心の市街地像

「世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都心」を目指し、業務、商業、文化、観光や、優れたビジネス環境の構築にも資する居住機能等の更なる集積を図り、魅力と活気あふれる拠点地区として整備を進めることにより、各地区の魅力が重層的に発揮され、世界にアピールする横浜の顔づくりを進める。

都市再開発の方針

(H30改定)

2号再開発促進地区

特に一体的かつ総合的に
市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

東高島駅北地区の整備又は開発の計画の概要

- ・ 都心にふさわしい都市機能の再編・集約と基盤の整備
 - ・ 医療・福祉施設、生活利便施設及び都市型住宅等の整備
 - ・ 遊歩道、防災デッキ及び広場等の整備
 - ・ 歴史的資産の保存・活用
- など

都市計画マスタープラン・神奈川区プラン

(H31改定)

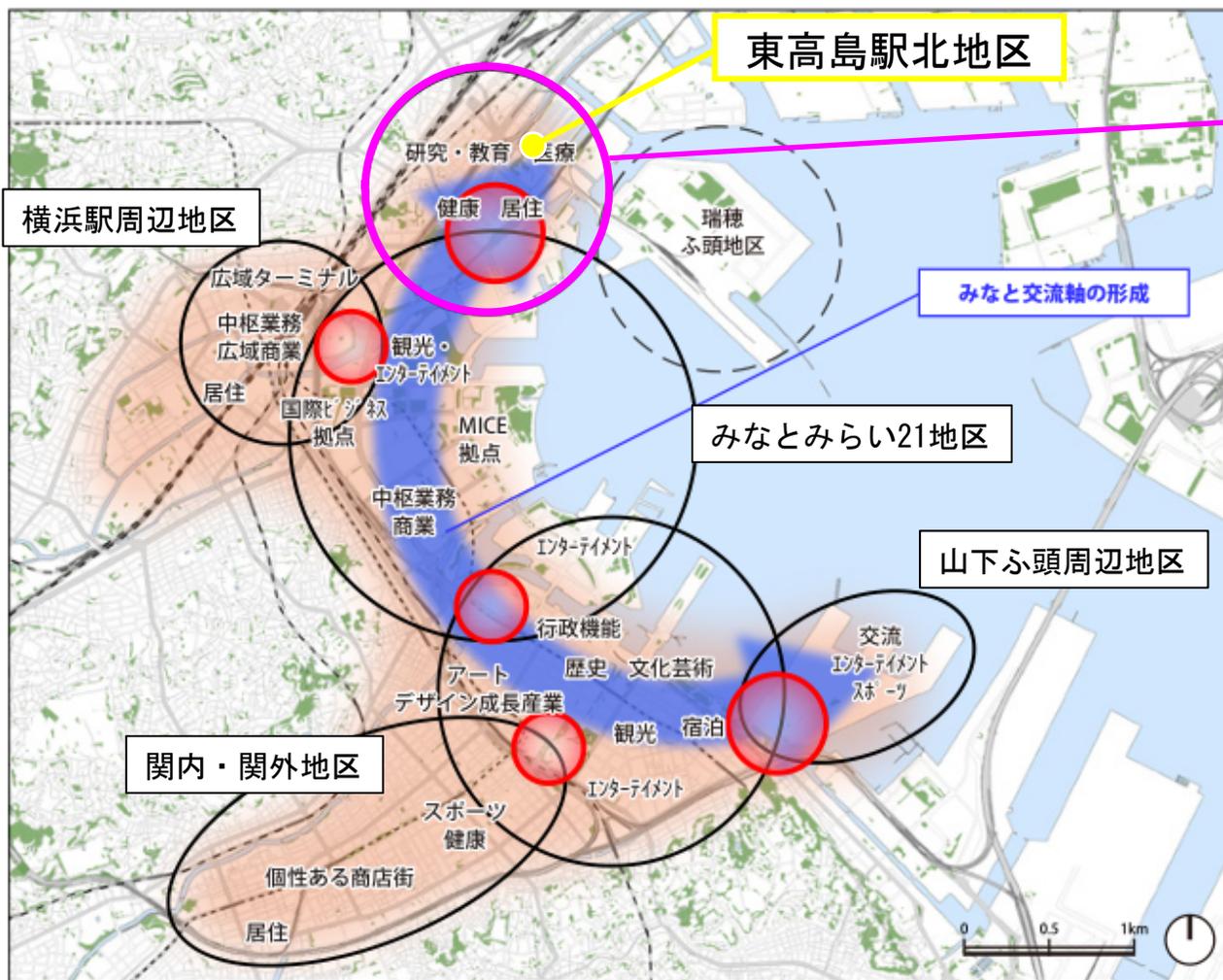
新たな拠点形成に向けて、水域の一部埋立て及び土地区画整理事業等の都市基盤整備と共に、医療、健康、商業及び居住機能等を集積させ、都心にふさわしい土地の高度利用を図り、総合的な地域の再編整備を推進します。また、横浜駅周辺での大雨に備え、ポンプ場の整備を行います。

整備にあたっては、周辺地域の環境・景観に配慮した計画を推進します。神奈川台場跡については、歴史的資産として保全・活用します。

横浜市都心臨海部再生マスタープラン

(H27改定)

《都心臨海部の機能配置とみなと交流軸・結節点の配置イメージ》



東神奈川臨海部周辺地区
機能配置イメージ
研究・教育、医療、
健康、居住

凡例（概ねの位置を示す）
↔ : みなと交流軸
○ : 都心エリア
○ : 結節点

2 現在の都市計画の概要

- (1)現在の都市計画
- (2)現在の地区計画の概要

用途地域：工業地域（一部工業専用地域、近隣商業地域）

容積率200%

建蔽率60%（一部80%）

高度地区（最高限）：第5種高度地区（一部第7種高度地区）

防火地域及び準防火地域：準防火地域

都市施設：東高島ポンプ場

都市計画道路：都市計画道路3・3・52栄千若線

地区計画：東高島駅北地区地区計画

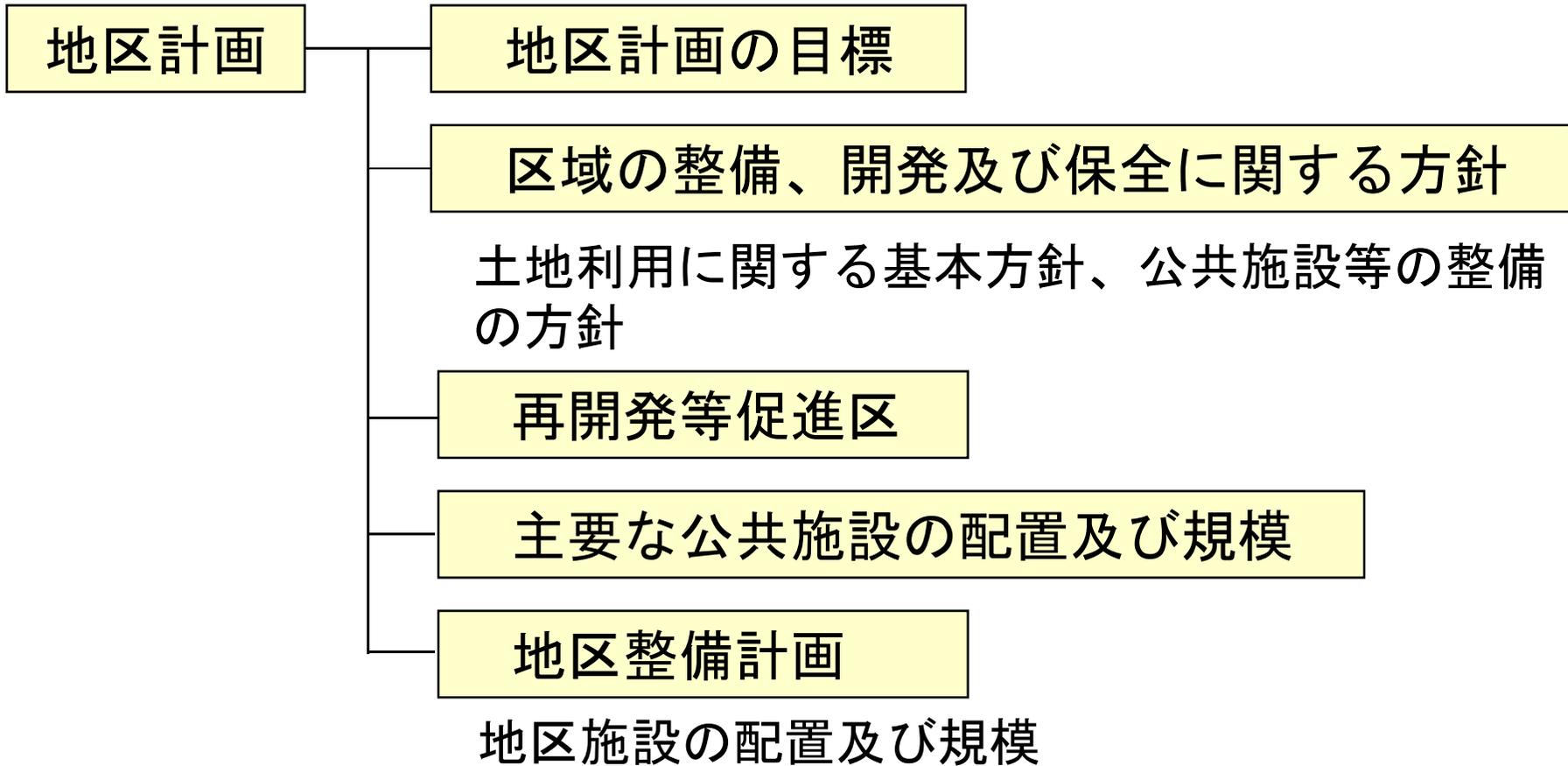
土地区画整理事業：東高島駅北地区土地区画整理事業

地区計画とは

地区の特性に応じて、建築物の用途、容積率、高さなどの制限をきめ細かく定める

「地区レベルの都市計画」

※定めたルールは、その地区の区域内のみ適用



地区計画の目標

水域の埋立て及び土地地区画整理事業等により、都心臨海部にふさわしい都市機能の再編・集約及び基盤整備を推進するとともに、民間開発等を適切に誘導し、良好な複合市街地の形成を図ることを目標とする。

区域の整備、開発及び保全に関する方針

土地利用に関する方針

- ・ 医療・福祉施設、生活利便施設及び都市型住宅等を集積させ、都心臨海部にふさわしい複合市街地の形成を図る。
- ・ 栄千若線などを整備し、都心臨海部の他地区との連携を強化するとともに、適切な道路ネットワークや安全で快適な歩行者空間を形成する。
- ・ 地域資源を活用しながら多様な活動に資する空間の形成や周辺地域の防災性の向上を図る。
- ・ 横浜駅周辺地区の浸水対策に寄与する下水道施設を整備する。

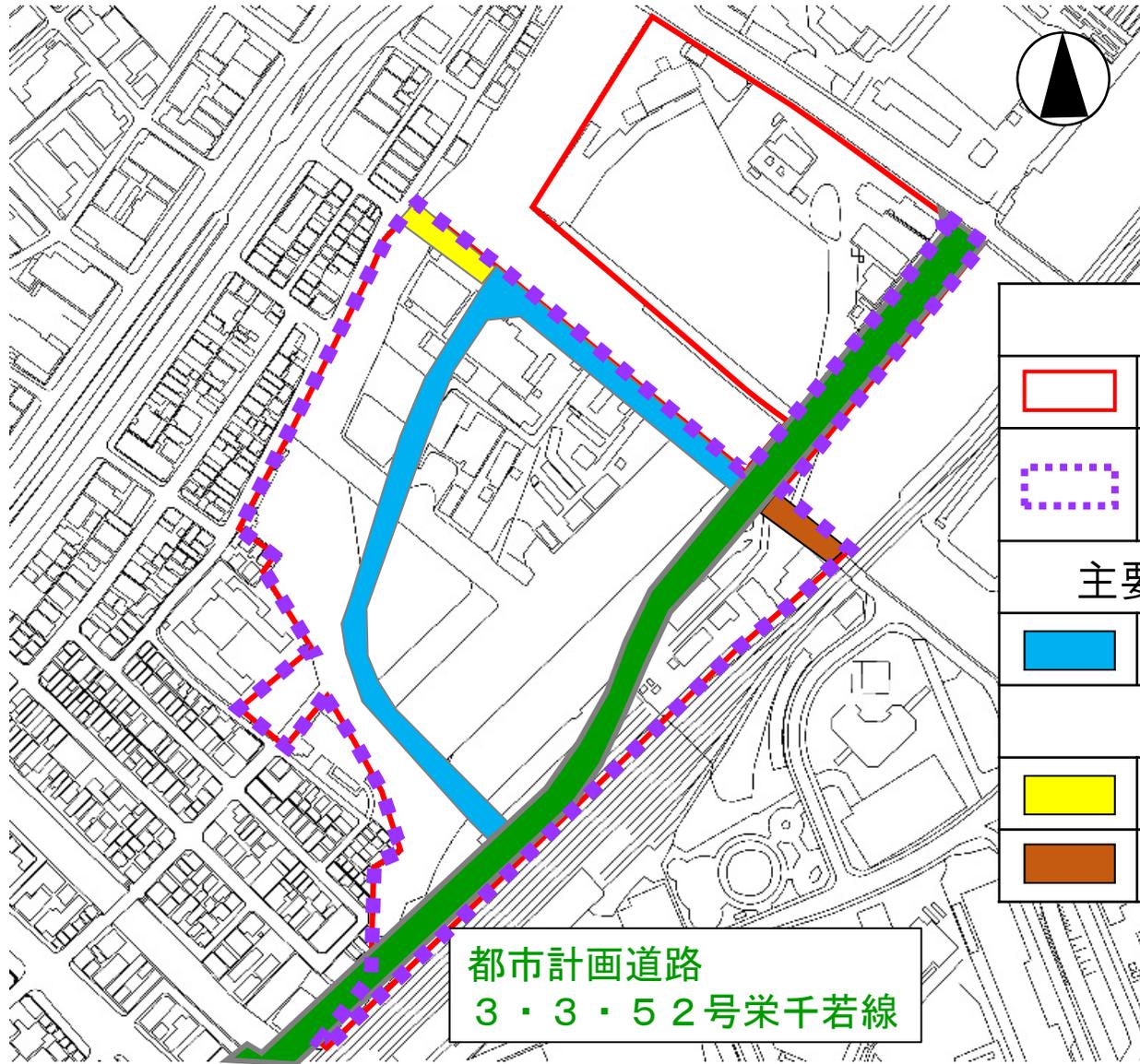
など

区域の整備、開発及び保全に関する方針

公共施設等の整備の方針

- ・ 土地利用転換に伴い発生する交通を円滑に処理できる道路ネットワークを形成するため、地区の東西を貫く栄千若線に接続し、区内を周回する主要な道路を整備することにより地区の骨格を形成する。
- ・ 「東神奈川まち・海軸」の一部を形成するため、東神奈川駅周辺と臨海部をつなぐ区画道路を整備する。

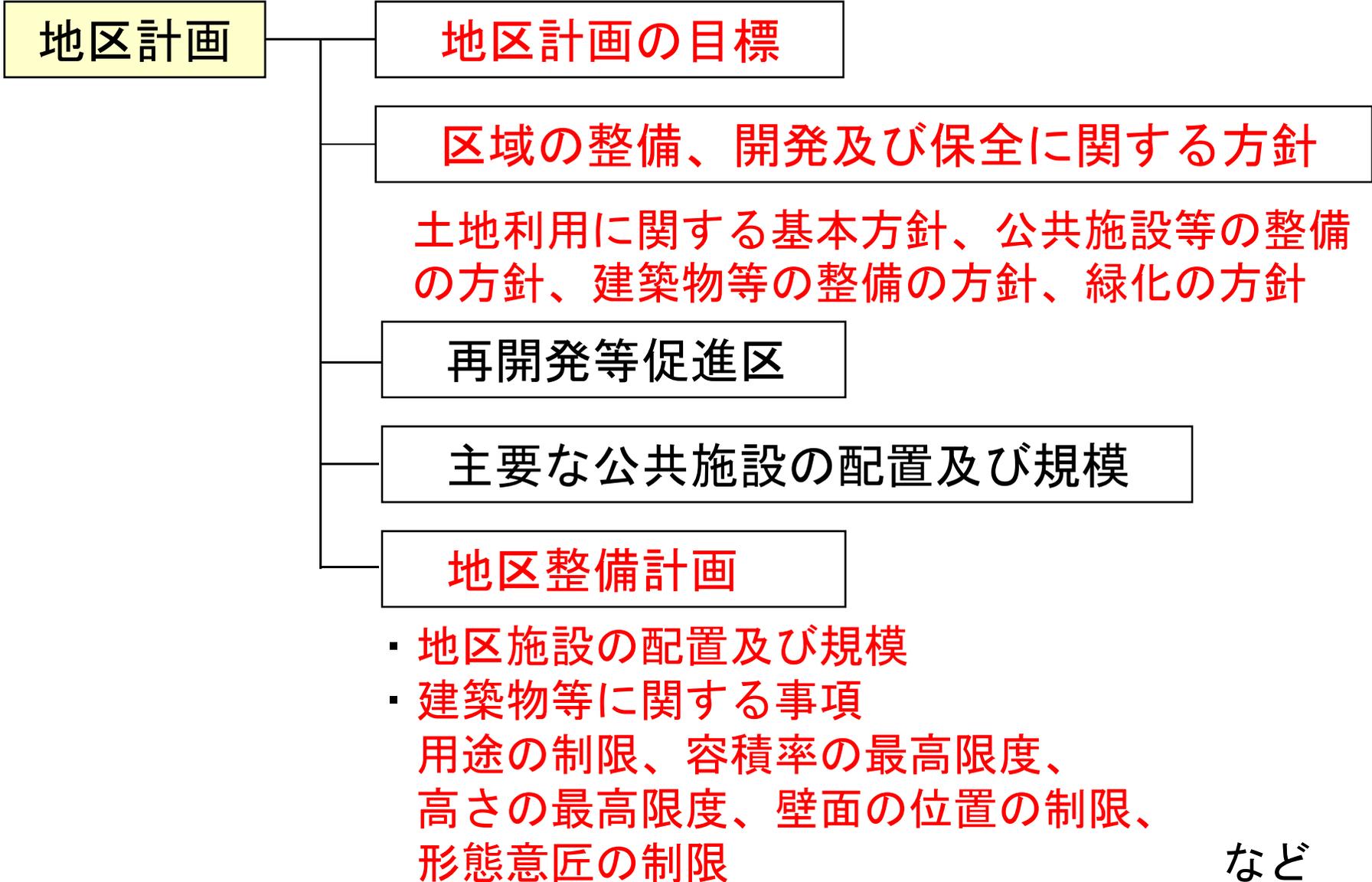
主要な公共施設の配置及び規模



凡 例	
	地区計画の区域
	再開発等促進区及び地区整備計画の区域
主要な公共施設の配置	
	主要な道路
地区施設の配置	
	区画道路 1 : 幅員12m
	区画道路 2 : 幅員12m

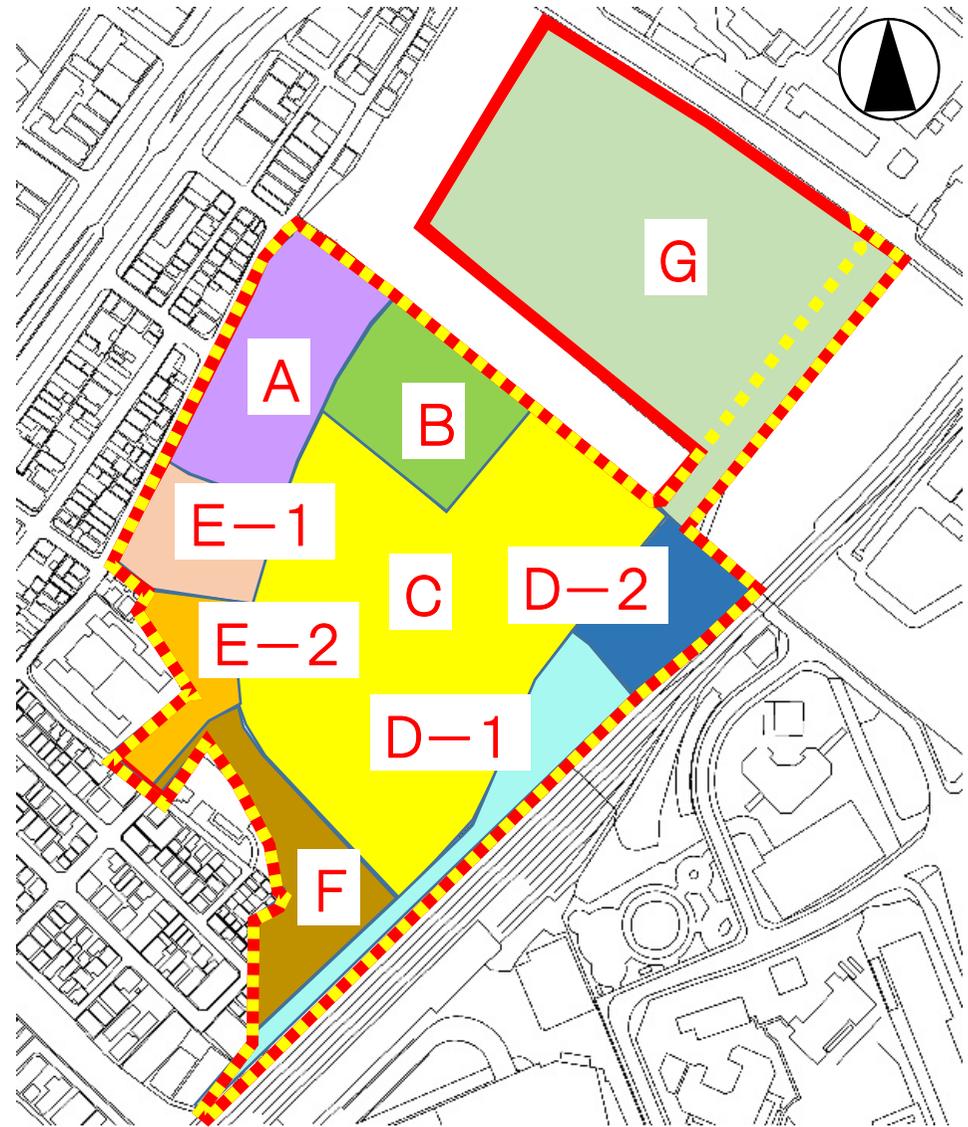
3 都市計画市素案の概要

- (1) 地区計画の変更
- (2) 防火地域及び準防火地域の変更
- (3) 土地区画整理事業の変更



名称・面積・地区の区分

- 名称：東高島駅北地区地区計画
- 面積：約10.3ha



-  地区計画の区域
-  地区整備計画の区域

地区計画の目標

水域の埋立て及び土地地区画整理事業等により、都心臨海部にふさわしい都市機能の再編・集約及び基盤整備を推進するとともに、誰もが健康的に活動できる生活環境の実現、地域資源の利活用や賑わい空間の整備による交流機会の創出、防災や環境への配慮などの実現に向け、民間開発等を適切に誘導しながら土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、良好な複合市街地を形成することを目標とする。

区域の整備、開発及び保全に関する方針

土地利用に関する基本方針

- ・ 医療・福祉施設、生活利便施設及び都市型住宅等を集積させるとともに、都心臨海部にふさわしい複合市街地の形成を図る。
- ・ 国内外から訪れた多くの人々の多様な活動や賑わい、交流の機会を創出するとともに、誰もが生き生きと生活でき、働きやすい環境を実現するため、オープンスペース、賑わい・交流機能、子育て支援機能、多言語に対応した環境の充実を図る。

区域の整備、開発及び保全に関する方針

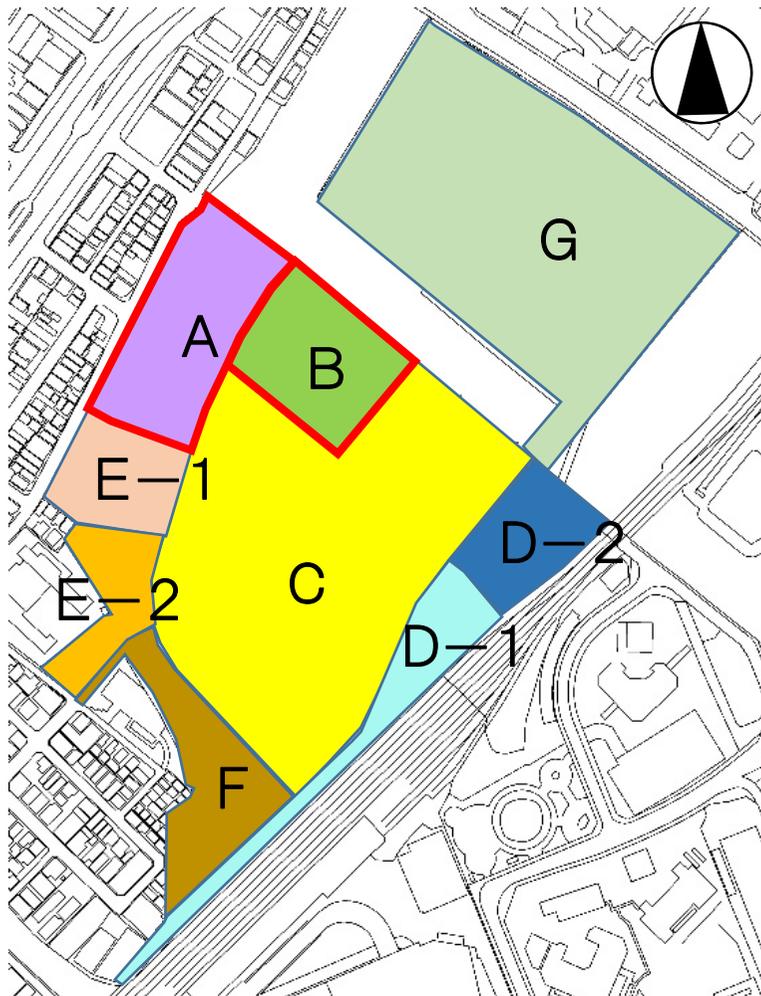
土地利用に関する基本方針

- ・ 市街地の形成にあたっては、既成市街地との連続性に配慮するとともに、地区の歴史を継承していくための歴史的資源の保全・活用、地域資源である運河沿いの水辺空間及び広場などを活用しながら、エリアマネジメント等により、地区内外の交流機会を創出する。
- ・ 周辺地域を含む高潮及び津波による浸水対策の強化のために、地区の地盤の嵩上げや護岸の整備、津波避難施設などの整備を行うことにより、地区全体の防災性の向上を図る。

など

区域の整備、開発及び保全に関する方針

土地利用に関する基本方針(地区ごとの方針)

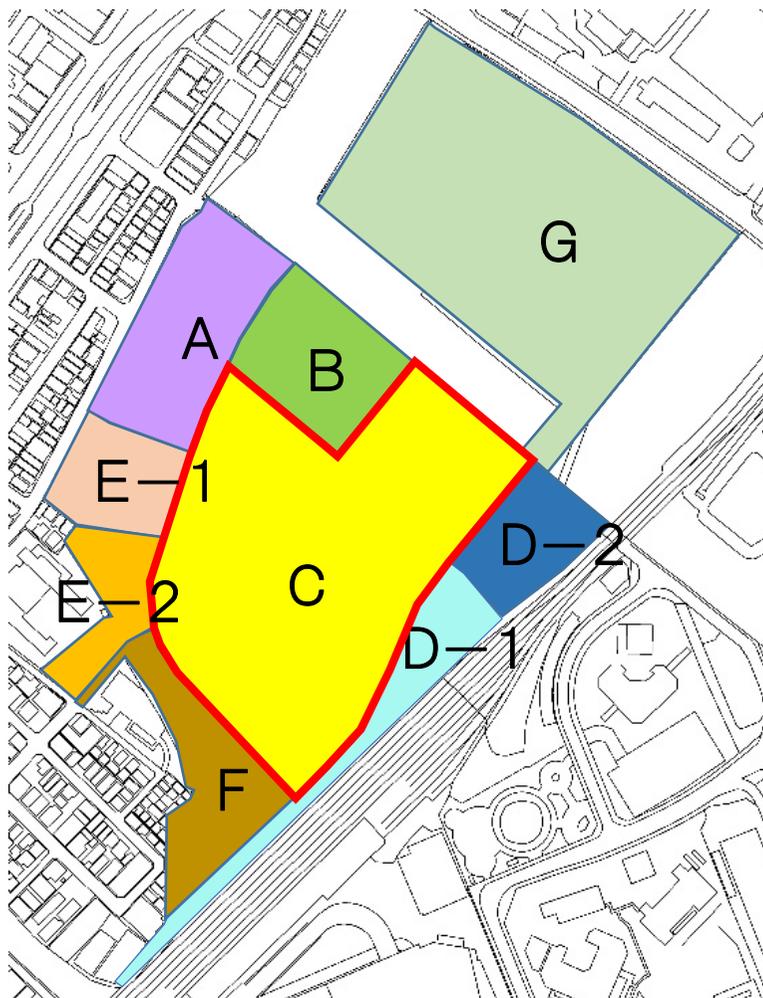


○ A地区、B地区

総合的な医療・健康・福祉の体制を構築するため、両地区が連携してそれらの機能の導入を図るとともに、運河に面する低層部を中心に生活利便機能及び賑わいに資する商業・業務機能の導入を図る。

区域の整備、開発及び保全に関する方針

土地利用に関する基本方針(地区ごとの方針)

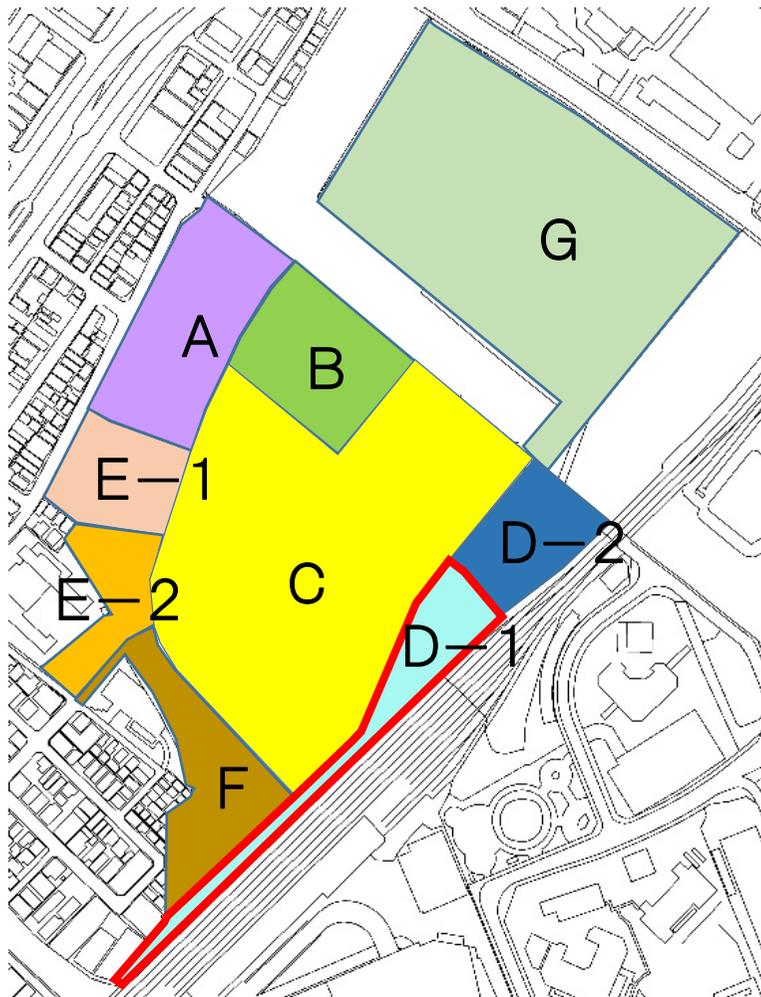


○C地区

都心臨海部の職住近接を実現する居住、子育て支援、健康増進、外国人も暮らしやすい環境、地域防災及び地域交流に資する機能の導入を図る。

区域の整備、開発及び保全に関する方針

土地利用に関する基本方針(地区ごとの方針)

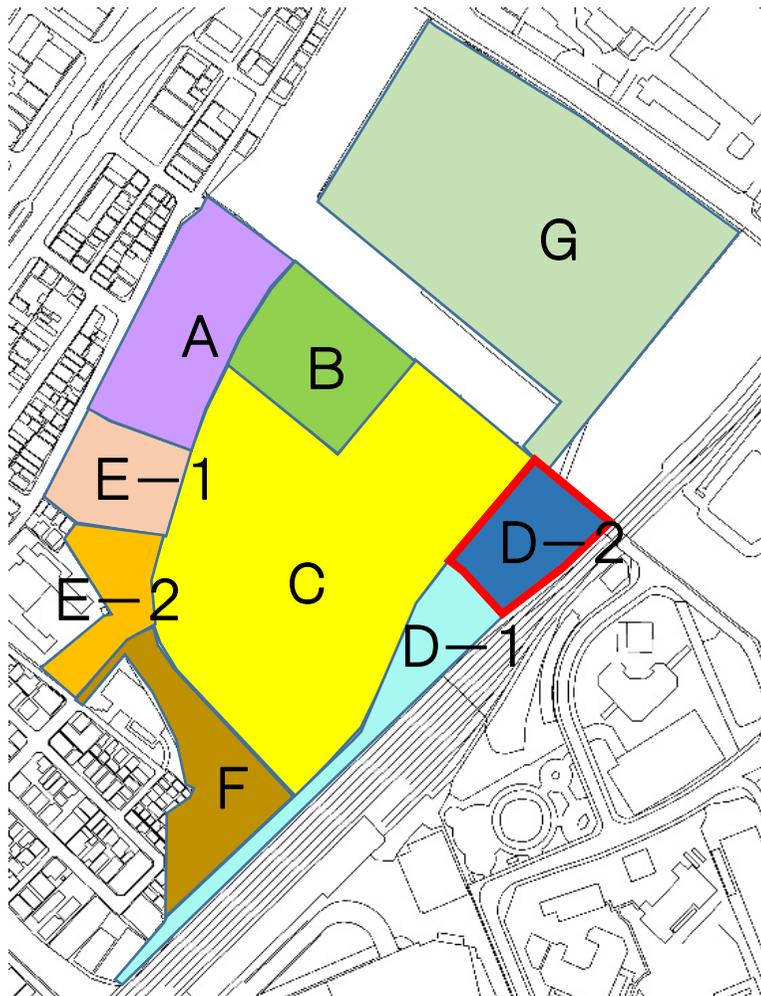


OD-1地区

鉄道機能を維持し、商業、業務機能の導入を図る。

区域の整備、開発及び保全に関する方針

土地利用に関する基本方針(地区ごとの方針)

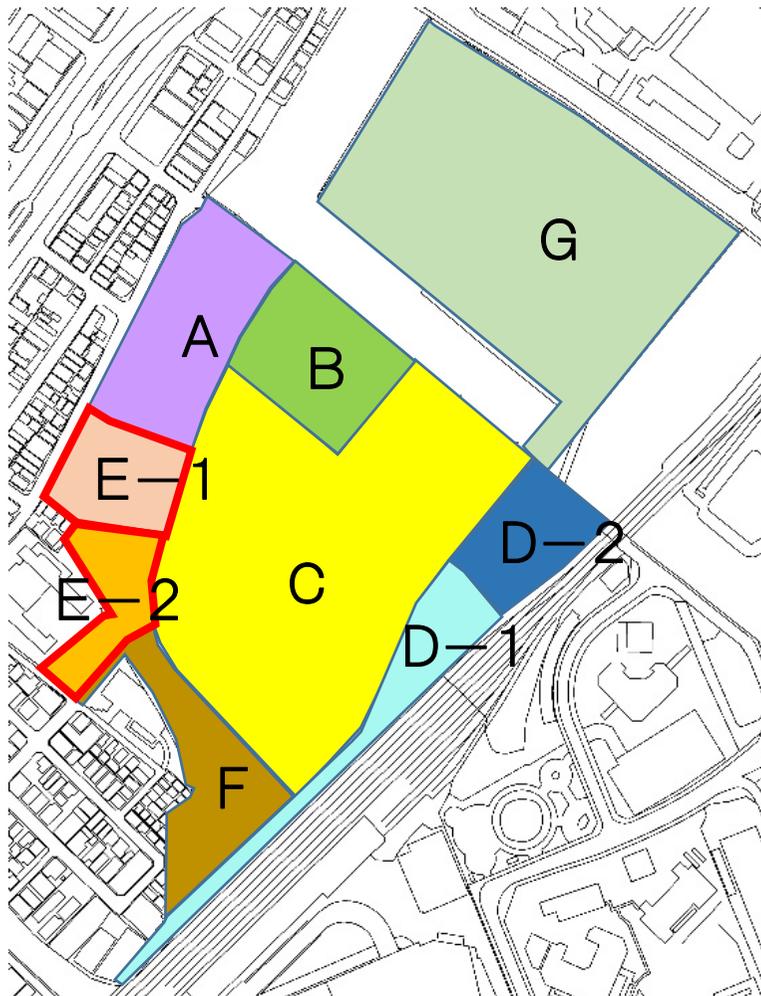


○D-2地区

横浜駅周辺地区の浸水対策に資する広域下水道幹線施設を整備することにより、都心臨海部の防災性の向上を図るとともに、環境への意識を高めるための施設の整備を図る。

区域の整備、開発及び保全に関する方針

土地利用に関する基本方針(地区ごとの方針)

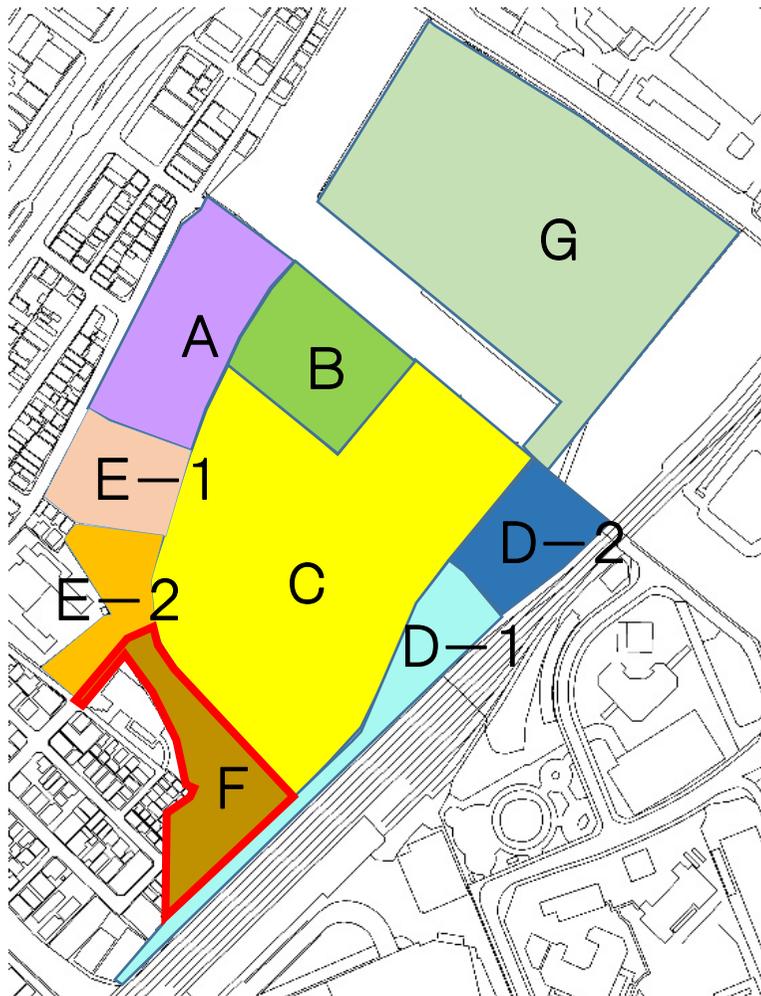


○E-1、E-2地区

既存の土地利用を維持しつつ、
業務機能の導入を図る。

区域の整備、開発及び保全に関する方針

土地利用に関する基本方針(地区ごとの方針)

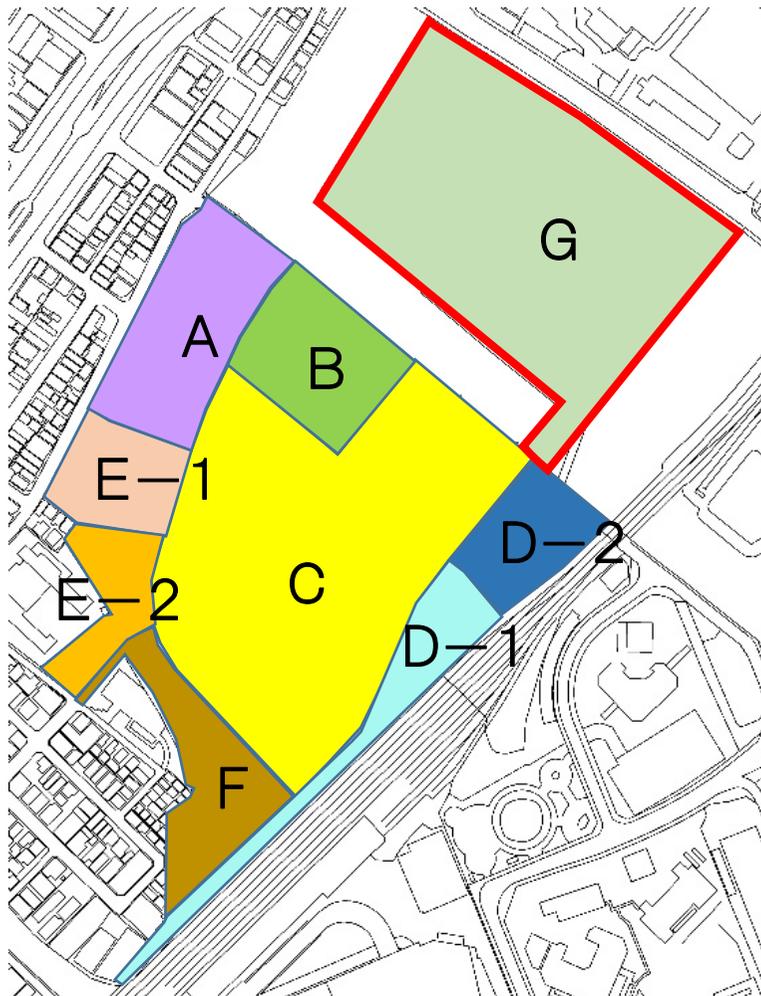


○ F 地区

神奈川台場遺構の保全・活用や
地区全体の交流機会を増進する広
場等の整備を図る。

区域の整備、開発及び保全に関する方針

土地利用に関する基本方針(地区ごとの方針)

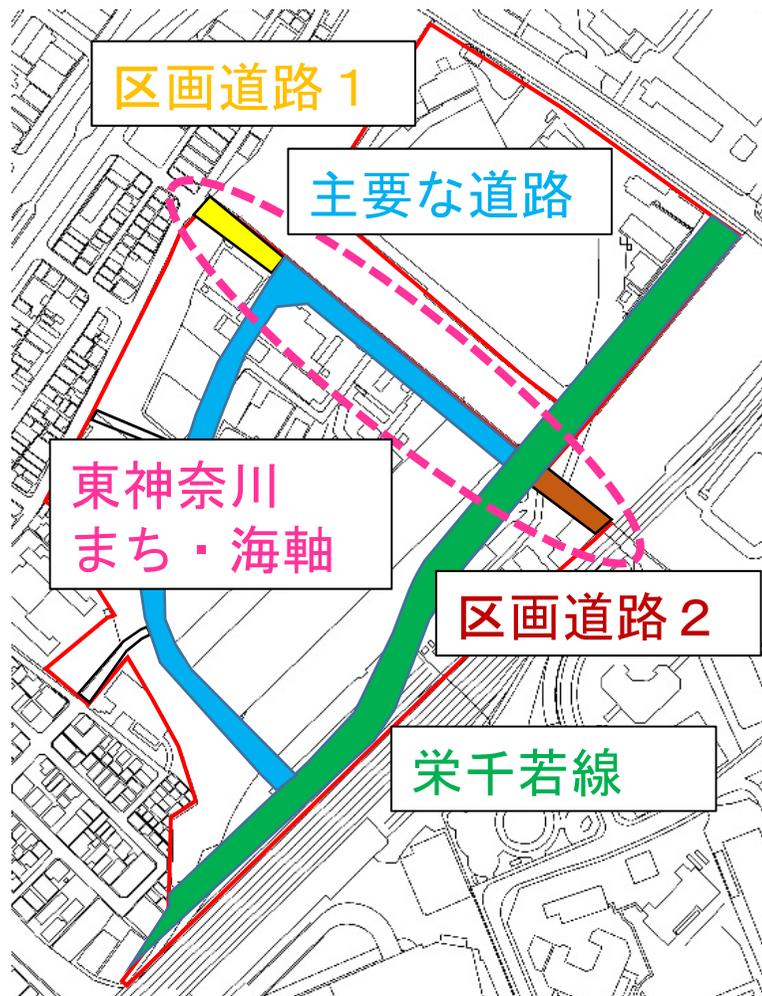


○G地区

水辺の立地特性を活かしながら、
周辺地域の活力向上や健康増進、
京浜臨海部の産業との連携などに
資する土地利用を図る。

区域の整備、開発及び保全に関する方針

公共施設等の整備の方針

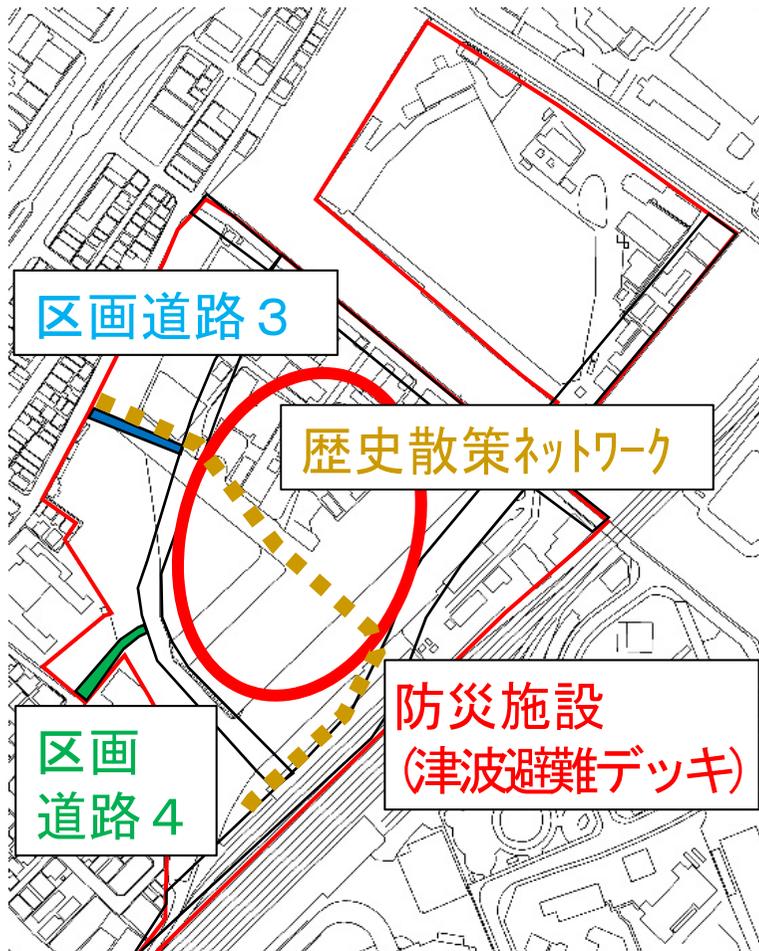


- ・ 土地利用転換に伴い発生する交通を円滑に処理できる道路ネットワークを形成するため、当地区を通る都市計画道路栄千若線に接続し、当地区内を周回する主要な道路を整備することにより地区の骨格を形成する。

- ・ 「東神奈川まち・海軸」の一部を形成するため、東神奈川駅周辺と臨海部をつなぐ区画道路 1及び区画道路 2を整備する。

区域の整備、開発及び保全に関する方針

公共施設等の整備の方針

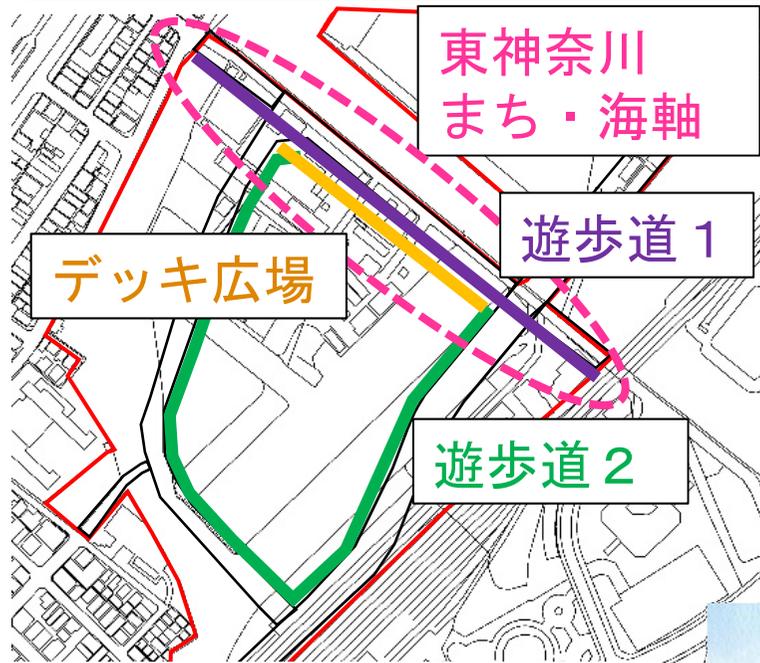


- ・ 周辺市街地の道路に接続し、歩行者のための補助的な動線で、かつ、津波や高潮が発生した場合に地区内の防災施設への避難経路となる区画道路 3 及び区画道路 4 を整備する。 なお、区画道路 3 は神奈川宿歴史の道との調和に配慮する。

※ 「神奈川宿歴史の道」 神奈川区のルーツを楽しく訪ね歩くための歴史の散歩道

区域の整備、開発及び保全に関する方針

公共施設等の整備の方針



・ 水辺空間の賑わいの創出や景観を楽しむため、「東神奈川まち・海軸」沿いに遊歩道 1 及びデッキ広場を整備する。遊歩道 1 と連続し、地区内の回遊性を高め、かつ、健康増進に資する遊歩道 2 を整備する。

デッキ広場からの眺望イメージ



遊歩道 1 のイメージ

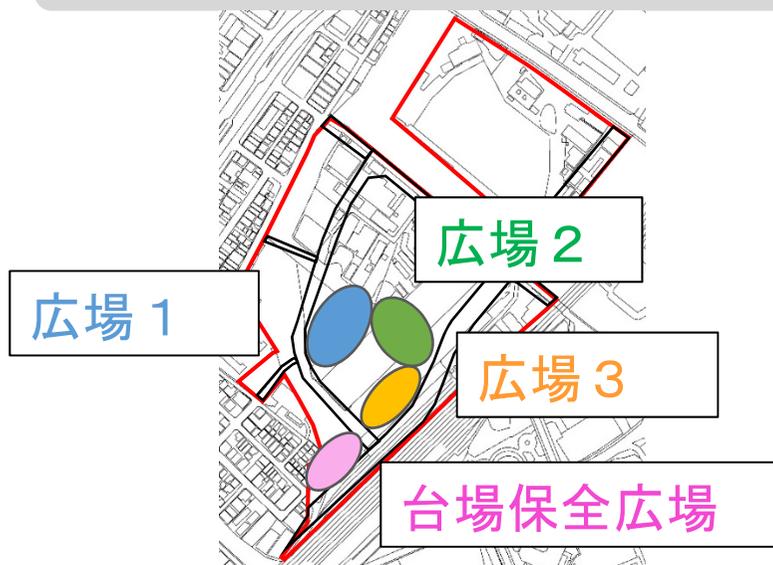


遊歩道 2 のイメージ



区域の整備、開発及び保全に関する方針

公共施設等の整備の方針



・ 健康増進、交流活動などの機会を創出するため、広場1及び広場2を整備する。 神奈川台場遺構の歴史を継承するとともに、地区全体の交流機会を増進するため、広場3及び台場保全広場を整備する。



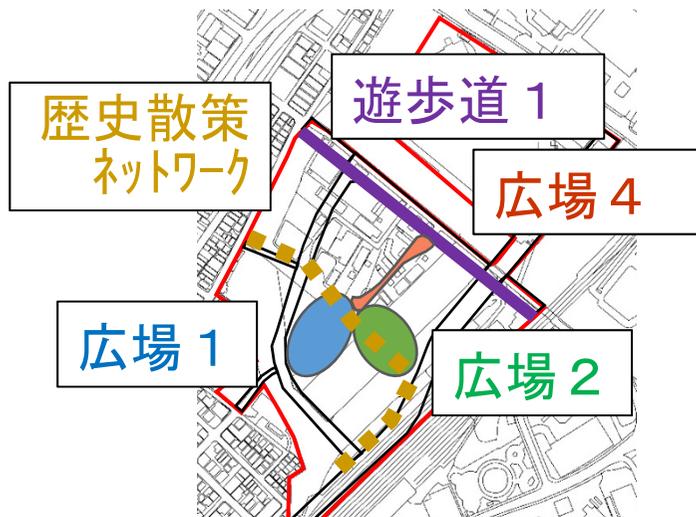
広場1のイメージ



広場2のイメージ

区域の整備、開発及び保全に関する方針

公共施設等の整備の方針



- ・ 遊歩道 1 から広場 1 及び広場 2 へ人々の賑わいをつなぐため、広場 4 を整備する。 広場のうち歴史散策ネットワークを形成する部分については、神奈川宿歴史の道との調和に配慮する。



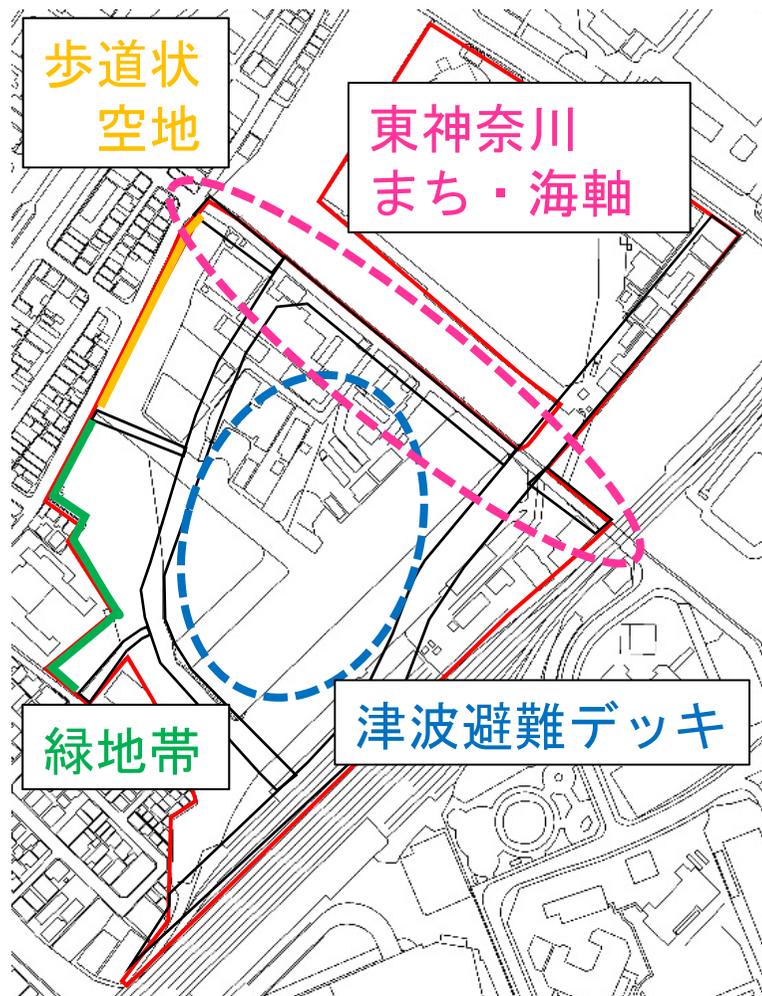
広場 4 から広場 1・2 へ向かうイメージ



遊歩道 1 と広場 4 のつなぎのイメージ
(デッキ広場は透過させています)

区域の整備、開発及び保全に関する方針

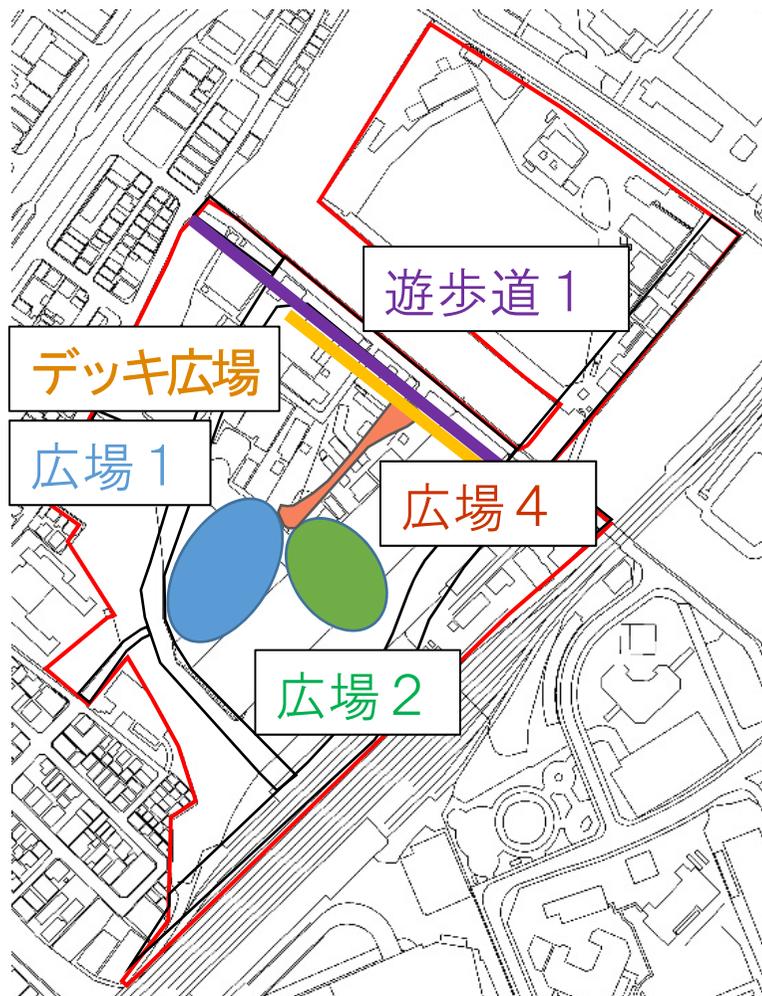
公共施設等の整備の方針



- ・ 周辺住民等の地震による津波の避難施設として、津波避難デッキを整備する。
- ・ 「東神奈川まち・海軸」からの歩行空間の連続性を確保するため、歩道状空地を整備する。
- ・ E地区と周辺市街地の緩衝帯として緑地帯を整備する。

区域の整備、開発及び保全に関する方針

建築物等の整備の方針



- ・ オープンスペースでの活動や賑わいを促進するため、建築物の広場 1、広場 2、広場 4 の一部、遊歩道 1 及びデッキ広場に面する低層部に賑わいや交流に資する機能を誘導するとともに、オープンスペースと一体的に利用できる設えとすること。

区域の整備、開発及び保全に関する方針

建築物等の整備の方針

- ・ 統一感のあるまちなみを形成し、周辺市街地との連続性や歩行者に与える圧迫感の軽減に配慮するとともに、運河の眺望を活かし、「東神奈川まち・海軸」に賑わいや交流を創出する空間を形成する。
- ・ 歴史的資源である神奈川台場遺構を保全するため、建築物は神奈川台場遺構を極力避けた配置とする。※

※除外規定あり

区域の整備、開発及び保全に関する方針

建築物等の整備の方針

- ・ 当地区内の駐車施設・駐輪施設は、施設毎の利用特性を考慮した相互利用や集約化に努める。
- ・ 災害に強い安全な都市空間の形成のため、C地区の建築物は、津波避難者や帰宅困難者の受入を行うとともに、耐震性が高く、防災機能を備えたものとする。
- ・ エネルギー効率の高い設備等、環境負荷の低減に効果のある設備、素材等を積極的に活用することにより、環境に配慮した建築物とする。

区域の整備、開発及び保全に関する方針

緑化の方針

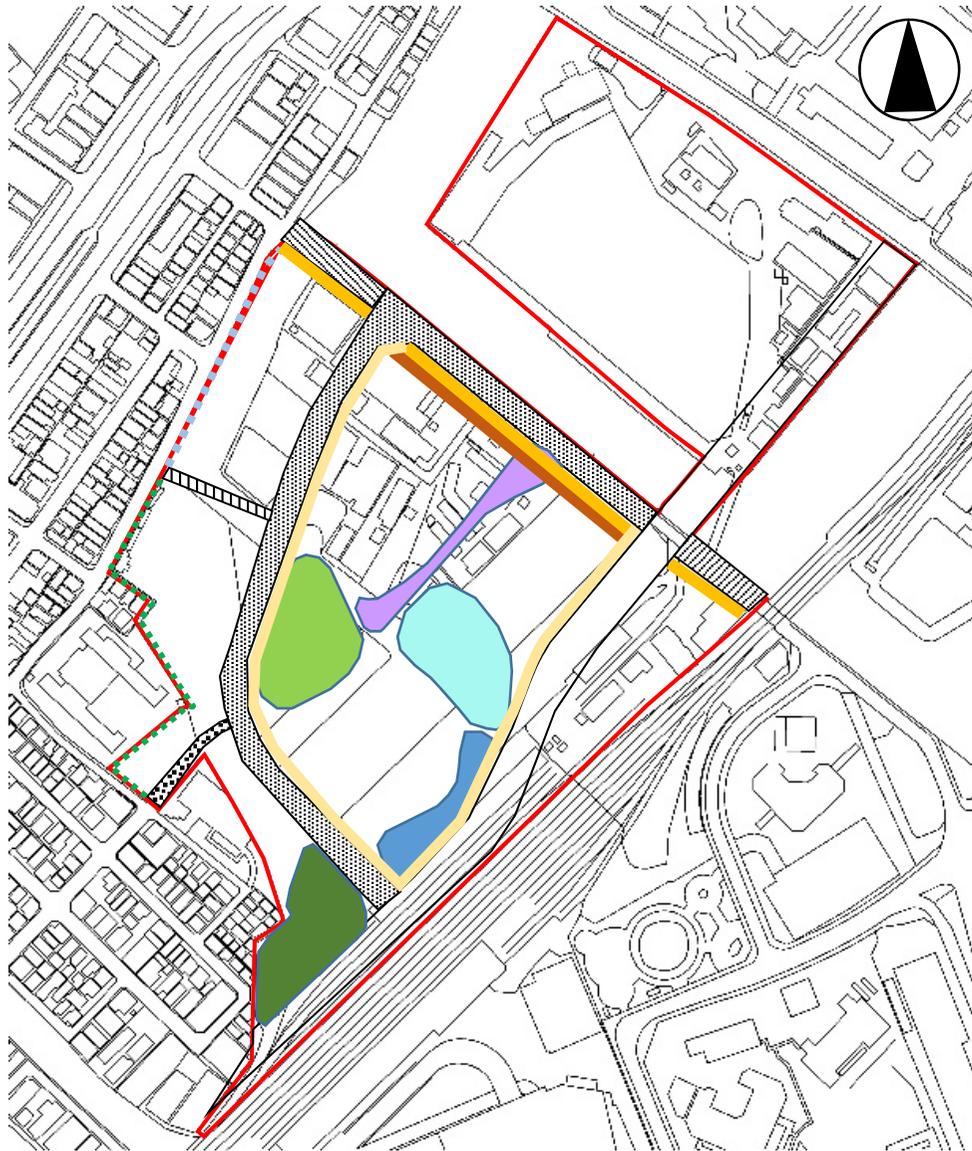
- ・ 地区の環境の向上、魅力ある都市景観の形成等に向け、生物多様性に配慮した積極的な緑化を図るとともに、地区全体で調和のとれた植栽計画を行い、魅力的な緑の景観形成を図る。
- ・ 広場や遊歩道における人々の憩いや活動に配慮するため、地区の環境に適した樹種の選定を行い、地上部を中心に植栽を配置する。

区域の整備、開発及び保全に関する方針

緑化の方針

- 広場は、交流や健康増進等の活動に配慮した植栽の配置や樹種の選定等を行うとともに、高木等の配置による快適な緑陰空間の形成を図る。
- 遊歩道は、快適な緑陰空間の形成を図るとともに、運河沿いの遊歩道やデッキ広場から水辺や緑を感じられる眺望となるよう、植栽の配置や樹種の選定等に配慮する。

主要な公共施設と地区施設の配置及び規模



凡 例	
主要な公共施設の配置	
	主要な道路
地区施設の配置	
	区画道路 1 : 幅員 12m
	区画道路 2 : 幅員 12m
	区画道路 3 : 幅員 6m
	区画道路 4 : 幅員 6m
	遊歩道 1 : 幅員 8m
	遊歩道 2 : 幅員 4m
	広場 1 : 面積約 3,300m ²
	広場 2 : 面積約 2,800m ²
	広場 3 : 面積約 1,900m ²
	広場 4 : 面積約 1,300m ²
	台場保全広場 : 面積約 2,800m ²
	デッキ広場 : 面積約 950m ²
	歩道状空地 : 幅員 2m
	緑地帯 : 幅員 1m

地区整備計画

建築物の用途の制限

病院等の用途

地区内に積極的に
誘導する用途

病院、老人ホーム、
老人福祉センター、
集会場

誘導用途

店舗、事務所、
保育所、診療所
など

住宅等の用途

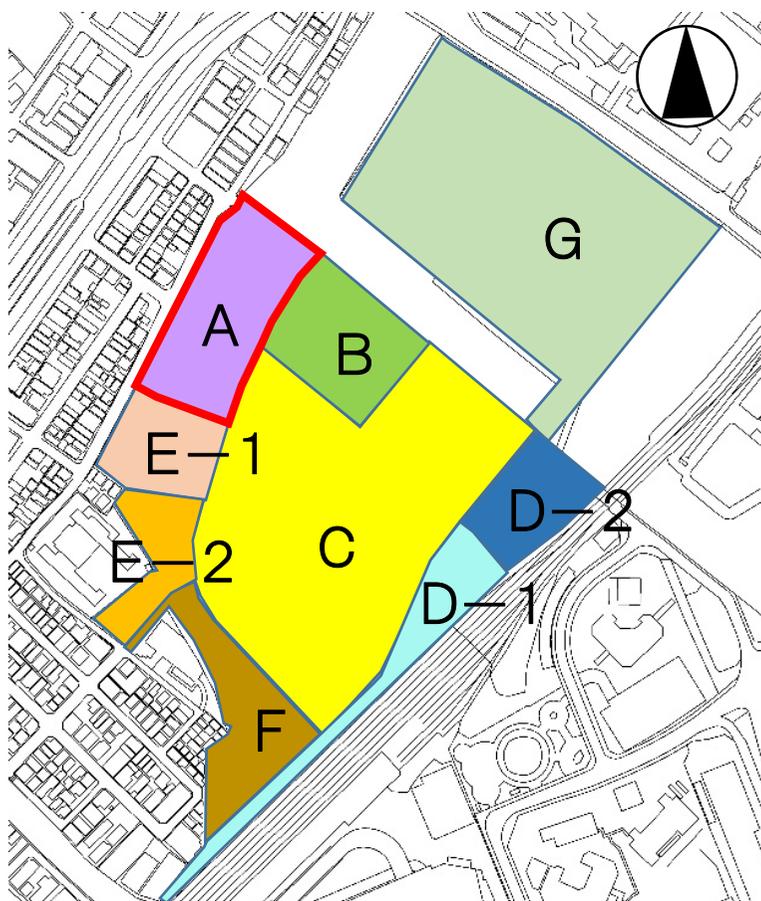
住宅、共同住宅、兼用住宅、
有料老人ホーム
など

※ 誘導用途と住宅等の用途は、
横浜都心機能誘導地区建築条例で規定

地区整備計画

建築物の用途の制限(A地区)

次に掲げる建築物は**建築できる**。



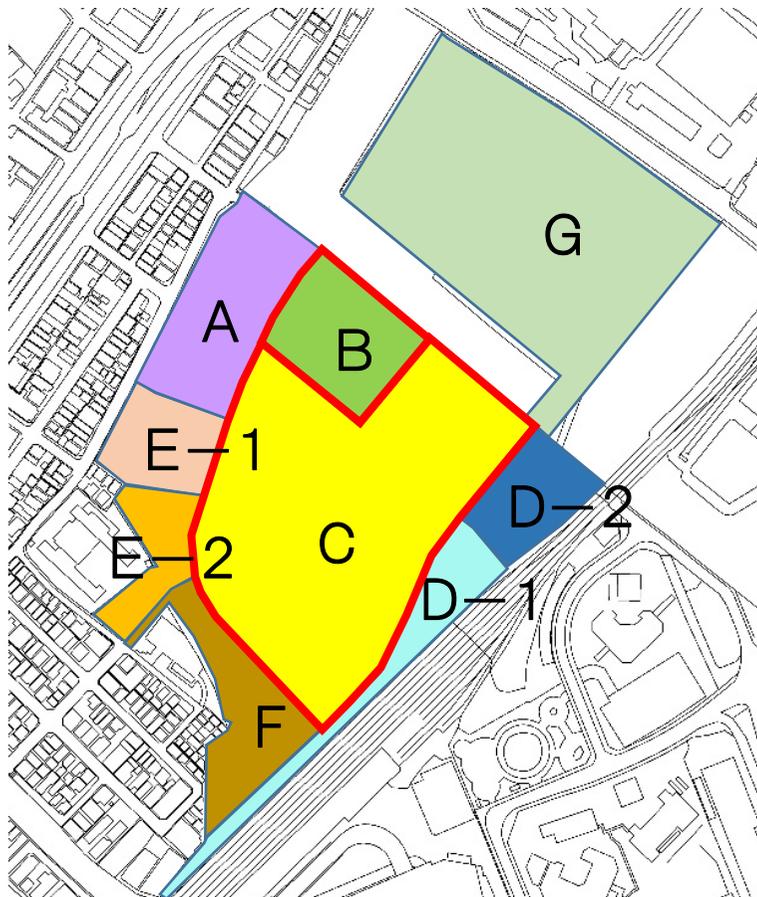
- 1 病院
- 2 老人ホーム等※
- 3 老人福祉センター等
- 4 集会場
- 5 学習塾等
- 6 誘導用途※
- 7 公衆便所等

※除外規定あり

地区整備計画

建築物の用途の制限(B、C地区)

次に掲げる建築物は**建築できない**。



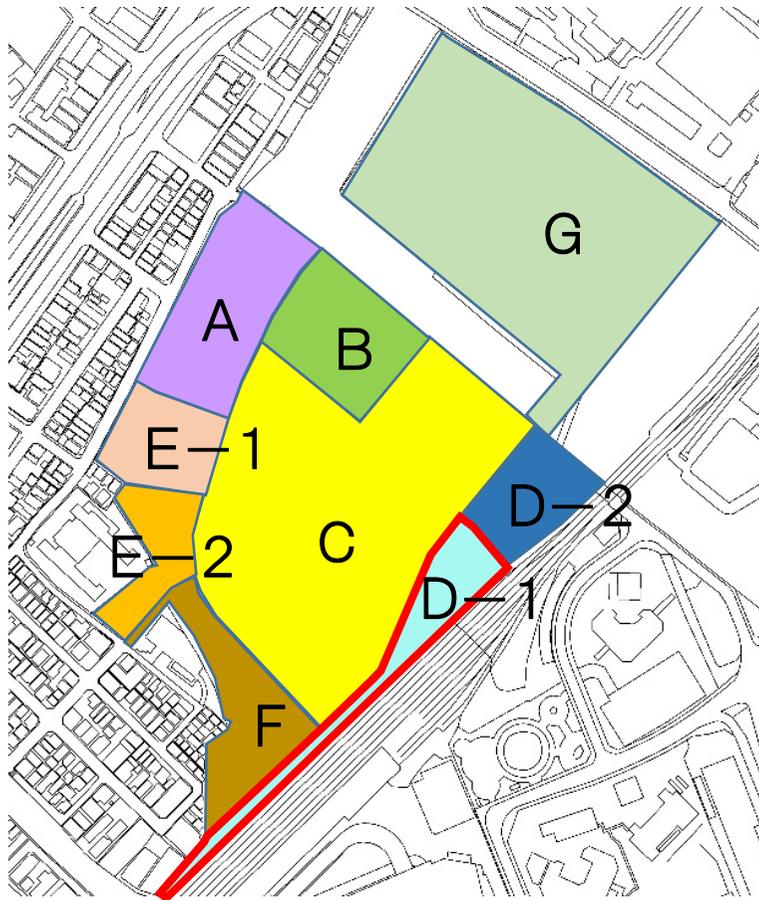
- 1 1、2階を住宅等の用途に供するもの※
- 2 自動車教習所
- 3 工場※
- 4 マージャン屋等※
- 5 個室付浴場業の公衆浴場等
- 6 キャバレー等
- 7 危険物の貯蔵又は処理に供するもの※等

※除外規定あり

地区整備計画

建築物の用途の制限(D-1地区)

次に掲げる建築物は**建築できない**。



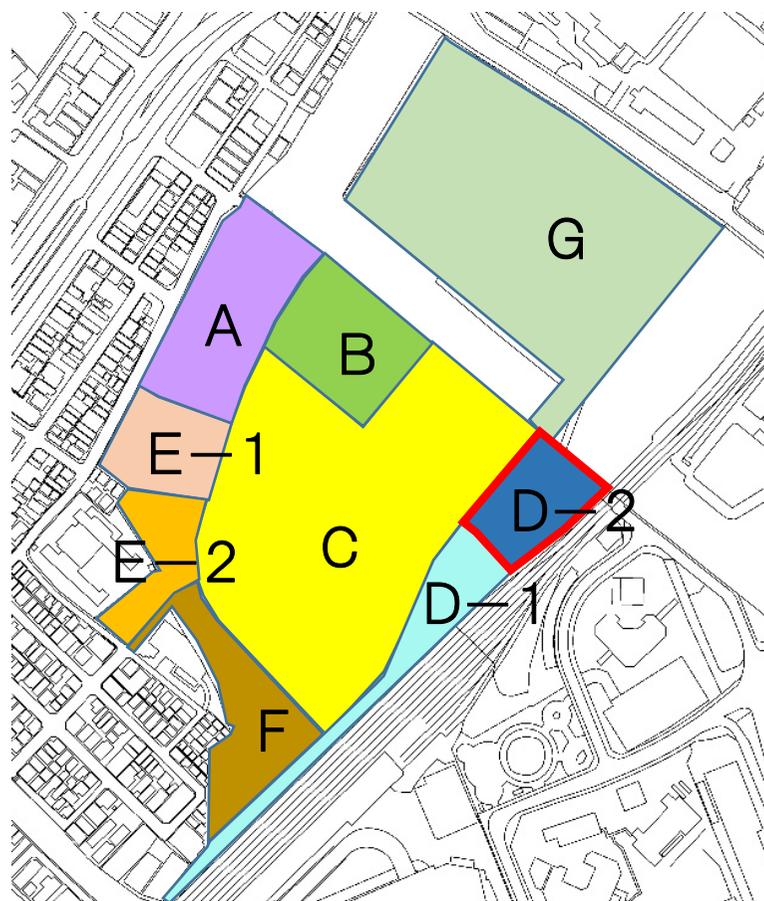
- 1 住宅等
- 2 自動車教習所
- 3 マージャン屋等※
- 4 個室付浴場業の公衆浴場等
- 5 キャバレー等
- 6 建築基準法別表第2（ぬ）に掲げるもの※

※除外規定あり

地区整備計画

建築物の用途の制限(D-2地区)

次に掲げる建築物は**建築できる**。



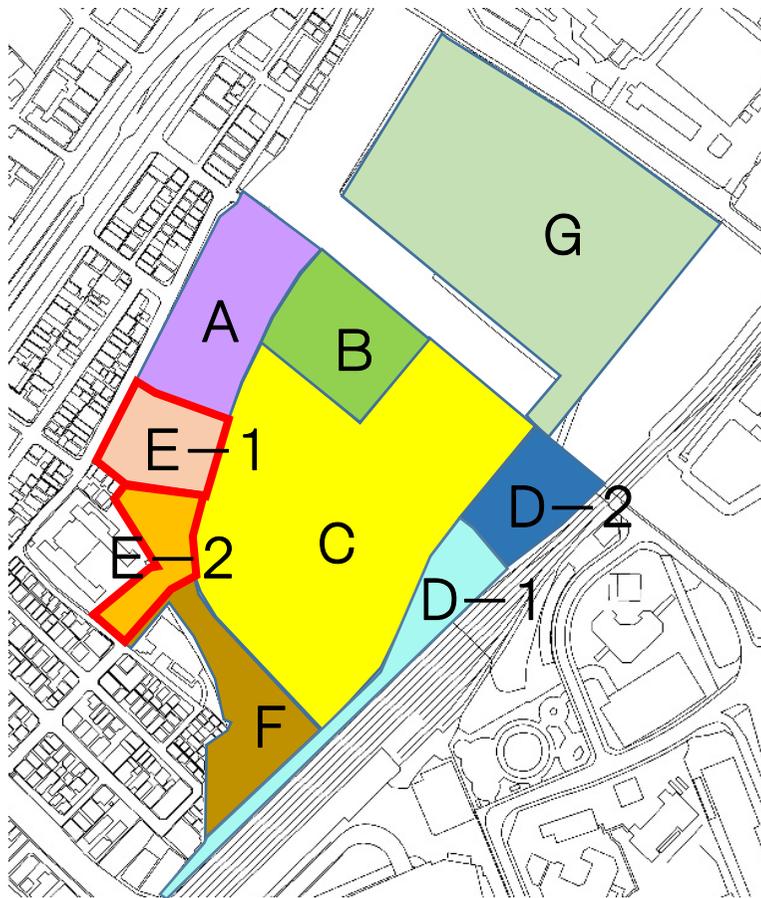
- 1 下水道ポンプ場
- 2 展示場
- 3 集会場
- 4 誘導用途※
- 5 公衆便所等

※除外規定あり

地区整備計画

建築物の用途の制限(E-1地区、E-2地区)

次に掲げる建築物は**建築できない**。



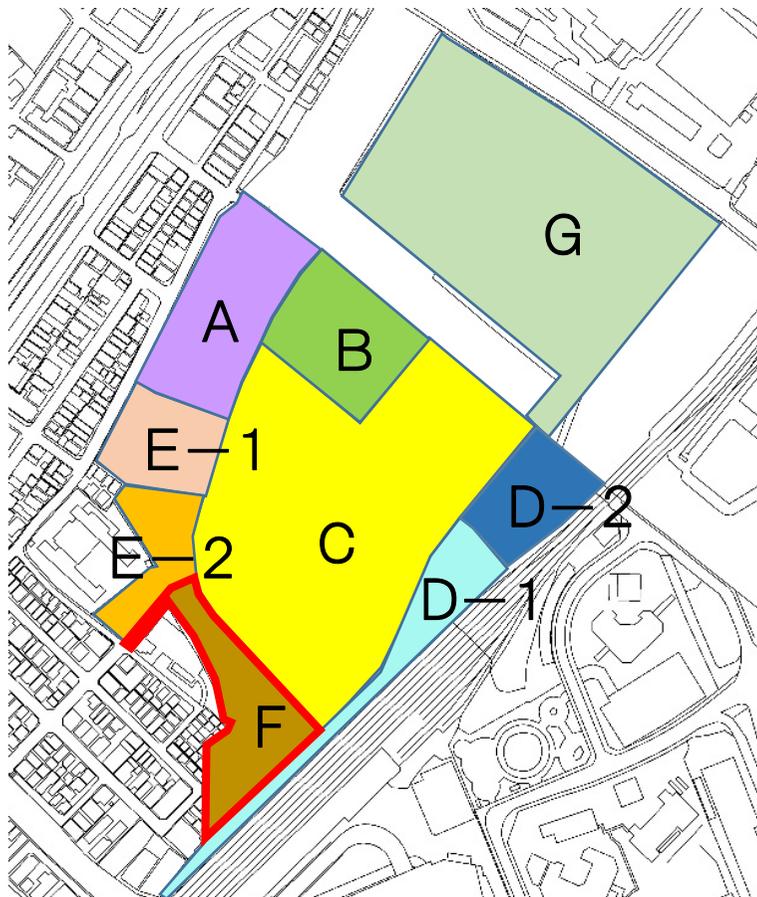
- 1 自動車教習所
- 2 マージャン屋等※
- 3 個室付浴場業の公衆浴場等
- 4 キャバレー等
- 5 建築基準法別表第2(ぬ)項第1号から第3号までに掲げるもの※
- 6 危険物の貯蔵又は処理に供するもの※

※除外規定あり

地区整備計画

建築物の用途の制限(F地区)

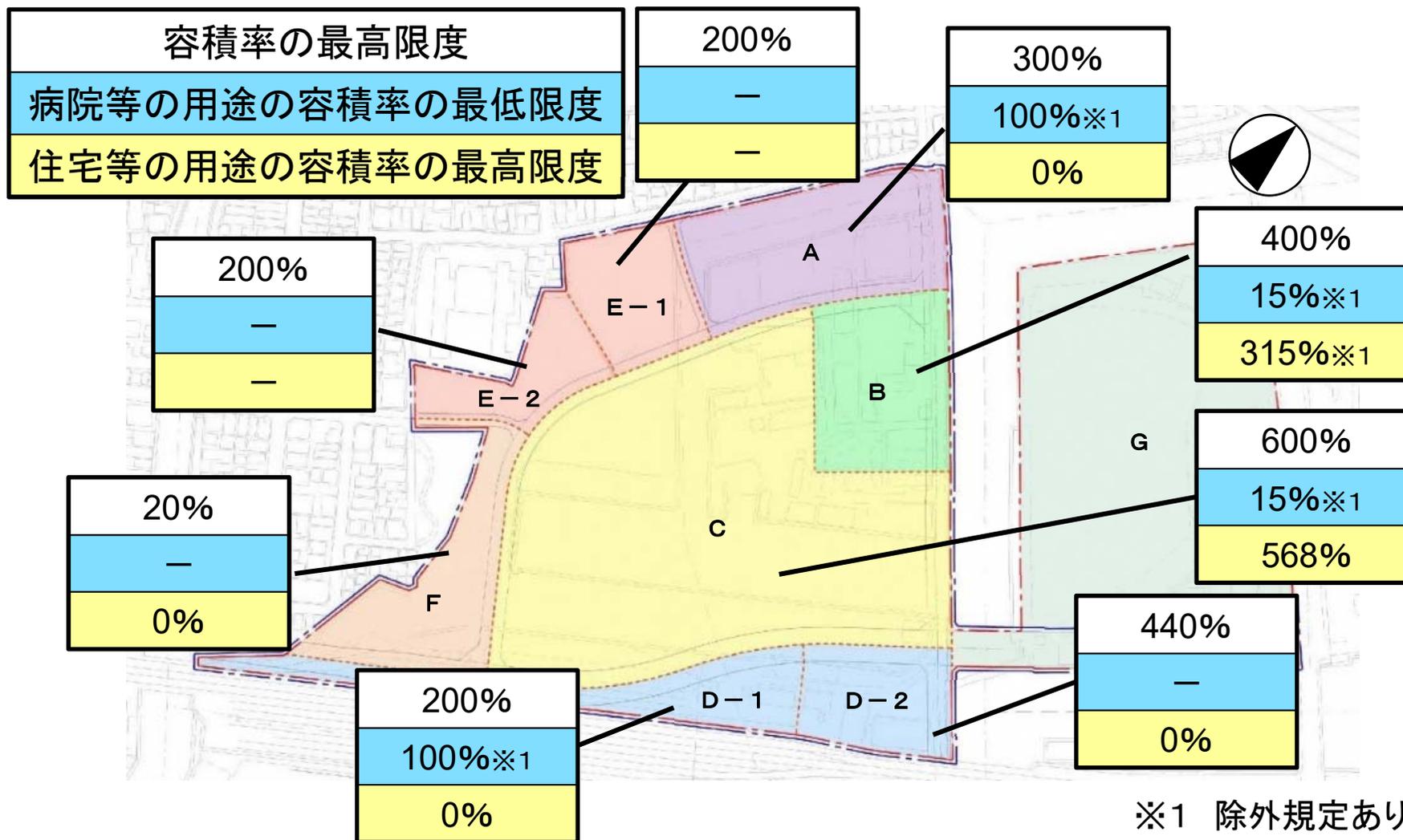
次に掲げる建築物は**建築できる**。



- 1 店舗、展示場及び集会場で神奈川台場遺構の保全又は活用に資するもの
- 2 公衆便所等

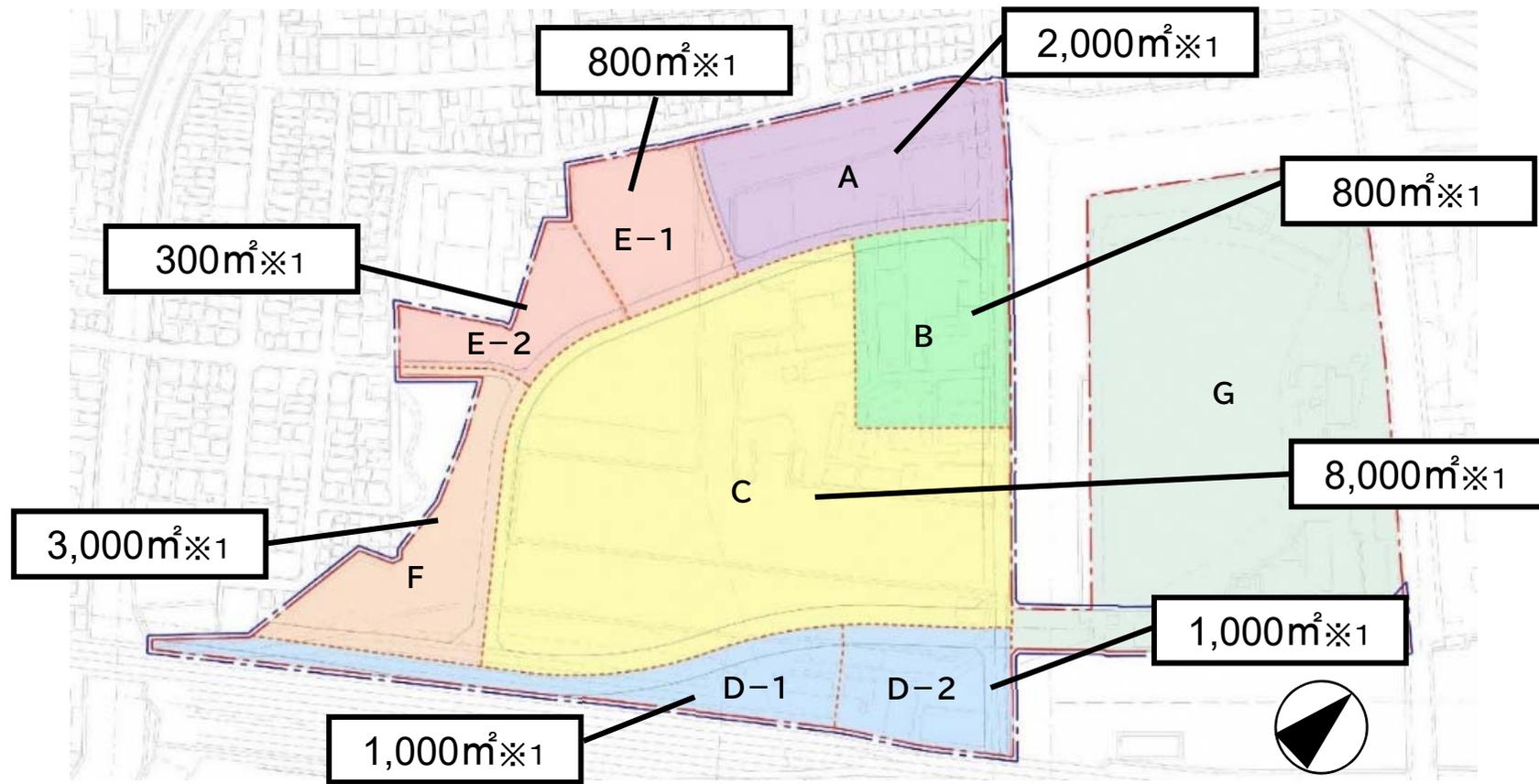
地区整備計画

建築物の容積率の制限



地区整備計画

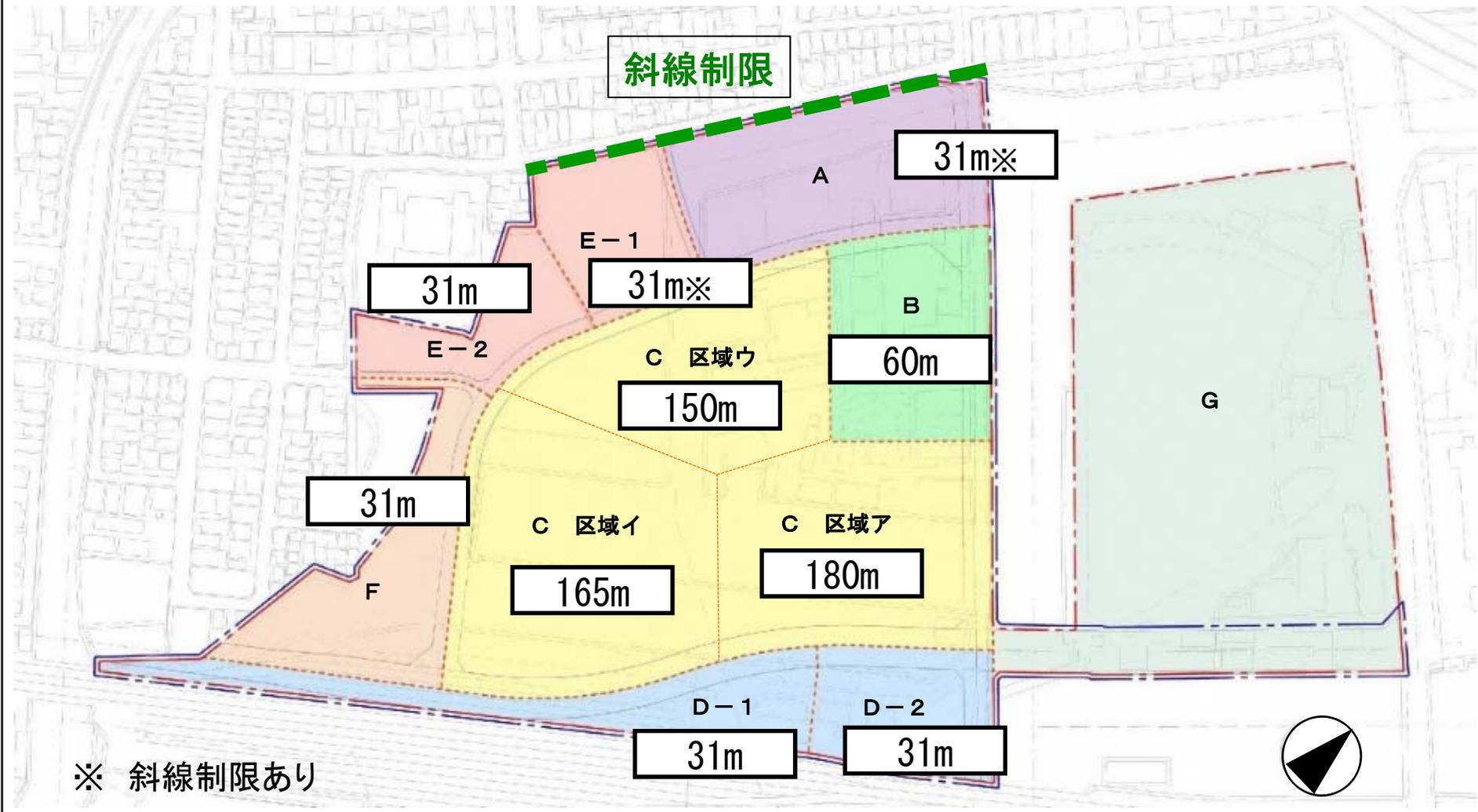
建築物の敷地面積の最低限度



※1 除外規定あり

地区整備計画

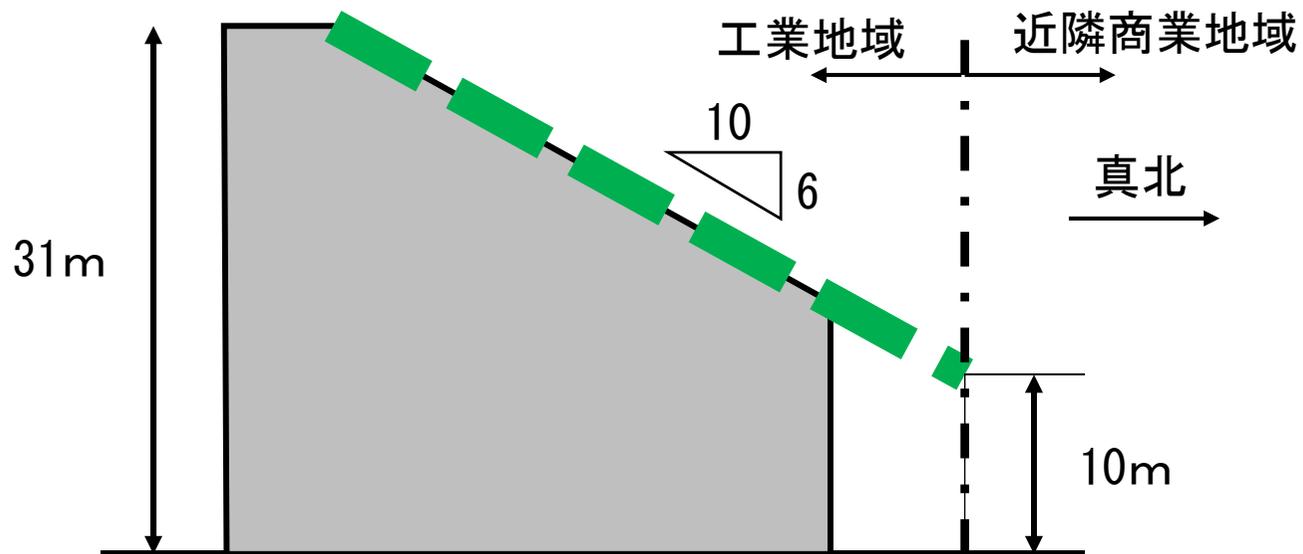
建築物の高さの最高限度



地区整備計画

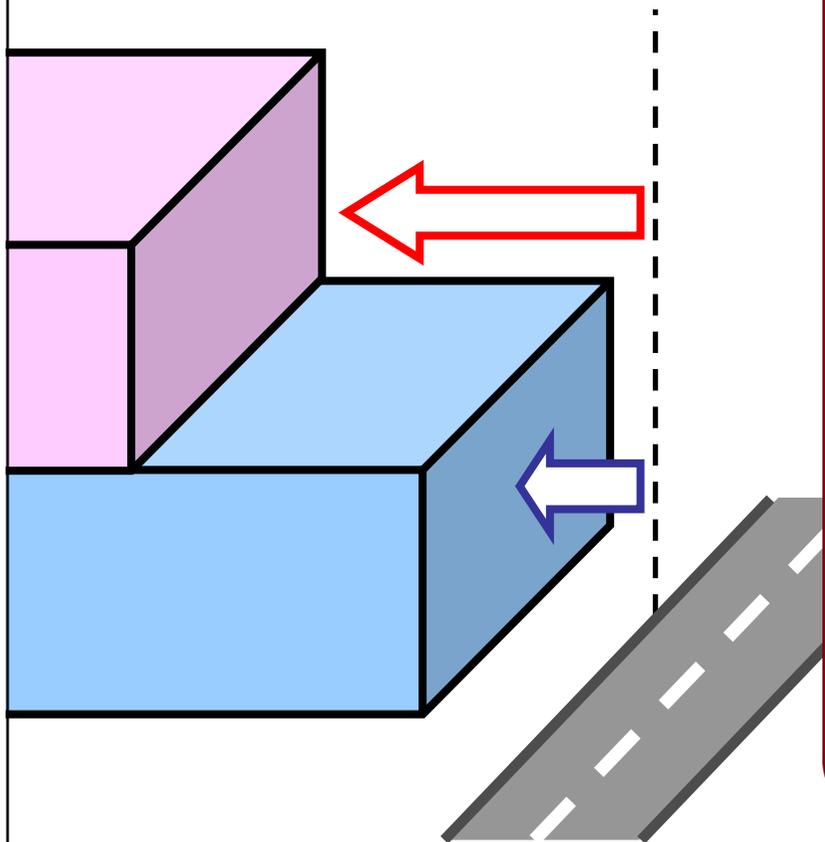
建築物の高さの制限(斜線制限)

建築物の各部分から真北方向にある近隣商業地域と工業地域の境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10mを加えたもの以下としなければならない。



地区整備計画

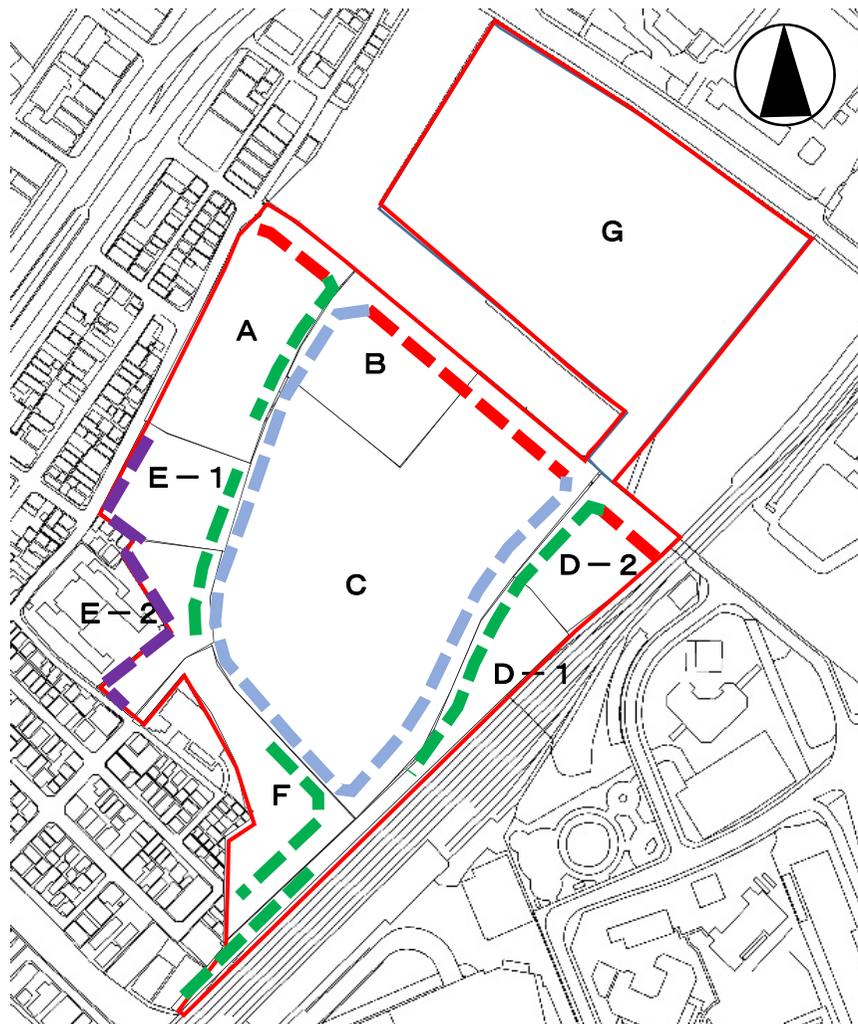
壁面の位置の制限



- ← 上部空間の広がり確保
- ← 地上部における開放性
- ← 周辺街並み景観との調和

地区整備計画

壁面の位置の制限



	1号壁面
4 mの後退 高さ20m以上は10mの後退	
	2号壁面
8 mの後退 高さ20m以上は10mの後退	
	3号壁面
2 mの後退	
	4号壁面
1 mの後退	

地区整備計画

建築物等の形態意匠の制限(地区共通)

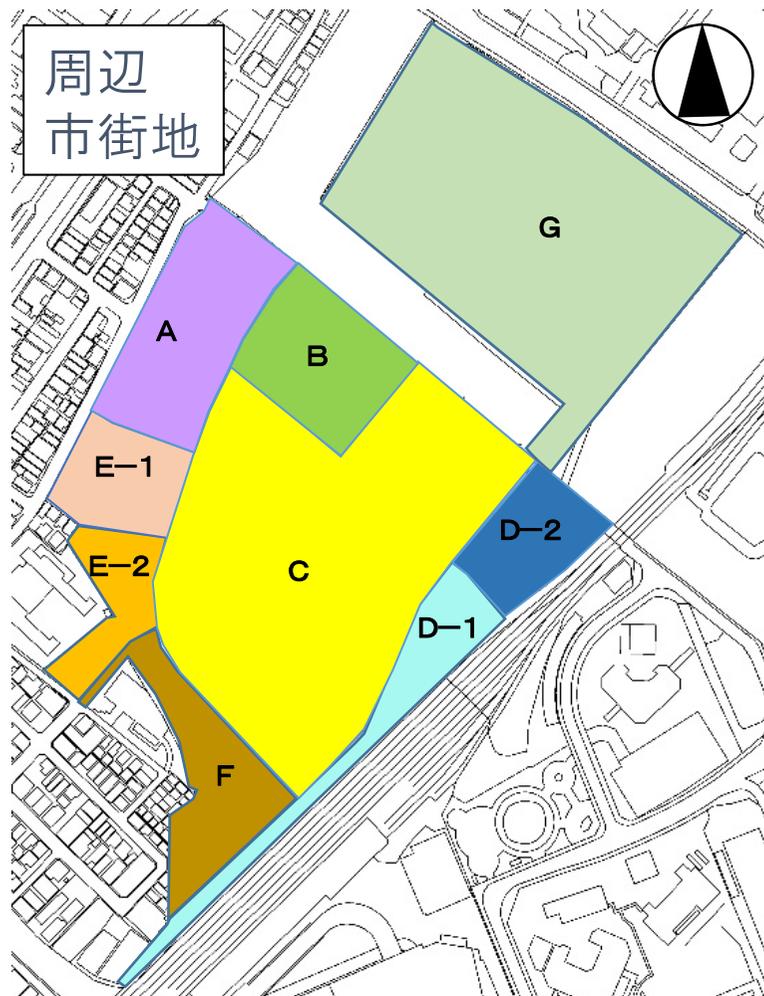
地区の統一感のあるまちなみ景観を形成するため、建築物の外壁の色彩、屋外設備、屋外広告物、工作物について、地区全体の景観に配慮する。



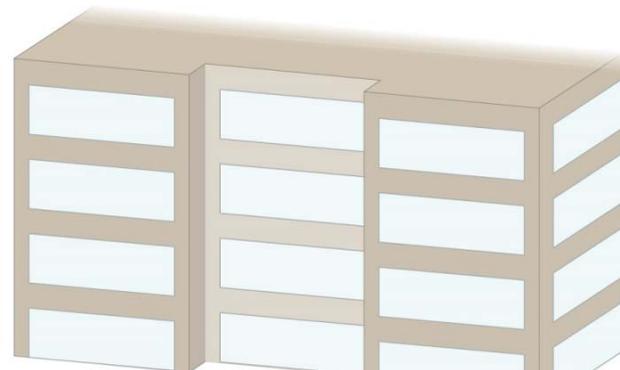
まちなみ景観のイメージ

地区整備計画

建築物等の形態意匠の制限



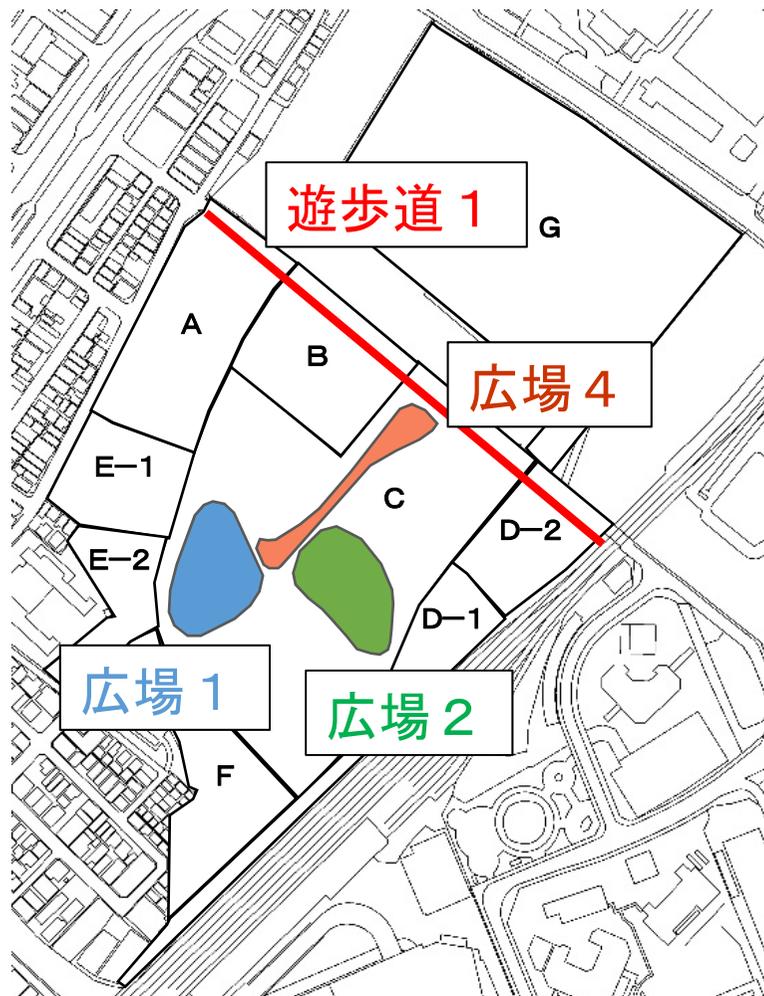
- ・ 建築物の壁面による圧迫感を軽減するため、デザイン等により壁面を分節する。(A,B,C,D-2地区)
- ・ 周辺市街地とのボリューム差に配慮するため、周辺市街地からの連続性やボリューム感の軽減に配慮する。(A,B,C,D-2,E-1地区)



壁面の分節のイメージ

地区整備計画

建築物等の形態意匠の制限(A,B,C,D-2地区)



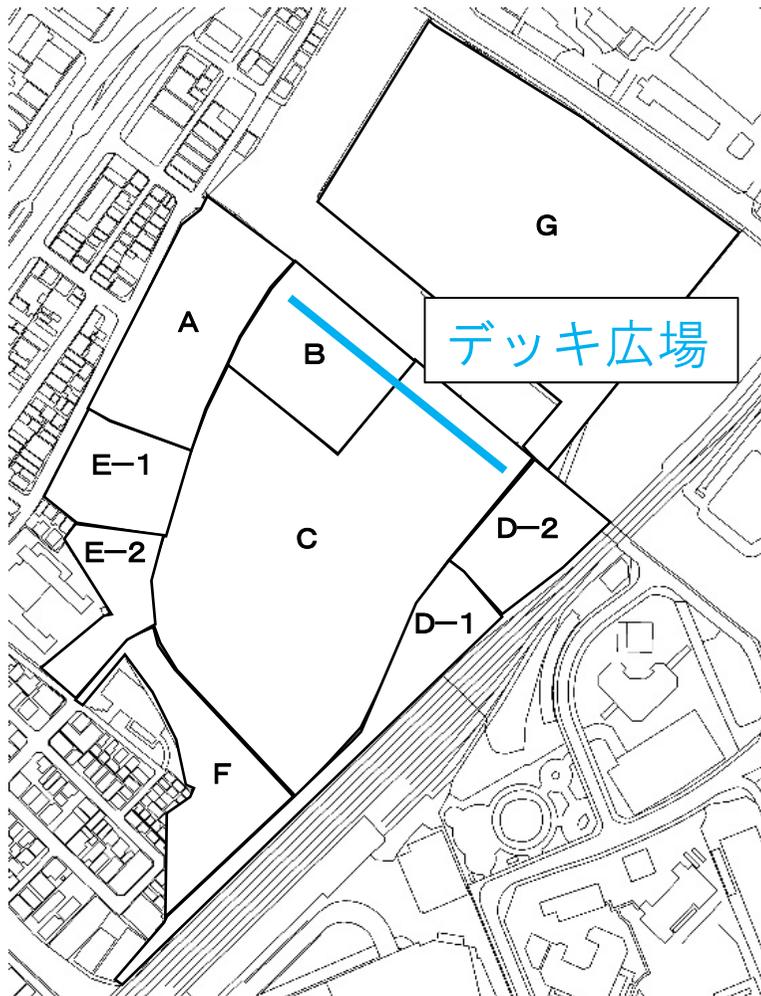
屋外から建築物内部の活動や賑わいが望め、賑わい景観の連続性を確保するため、遊歩道 1 や広場 1・2・4 (一部) に面する 1、2 階は、開口部又はテラスを連続して設ける。

遊歩道 1 のイメージ

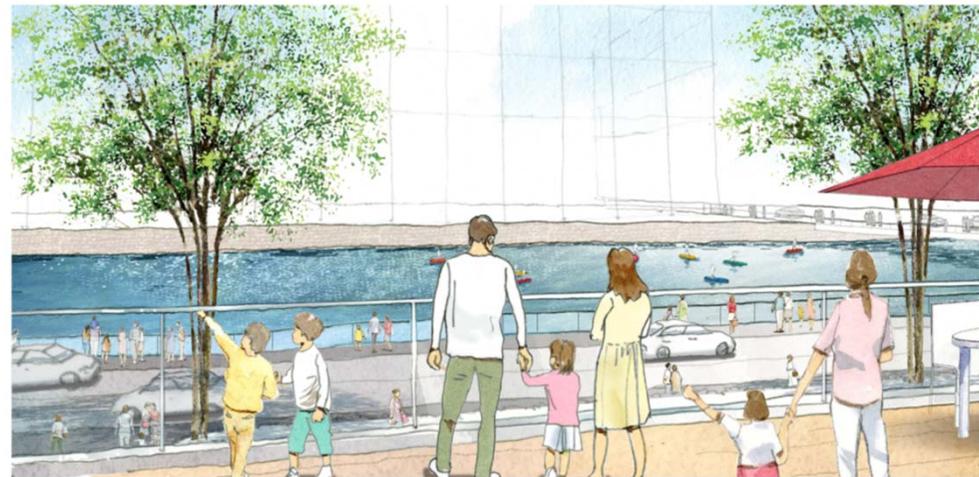


地区整備計画

建築物等の形態意匠の制限(B,C地区)



デッキ広場の運河に面する手摺の構造は、水辺の眺望を確保するため、手摺を透過性のある素材などとする。



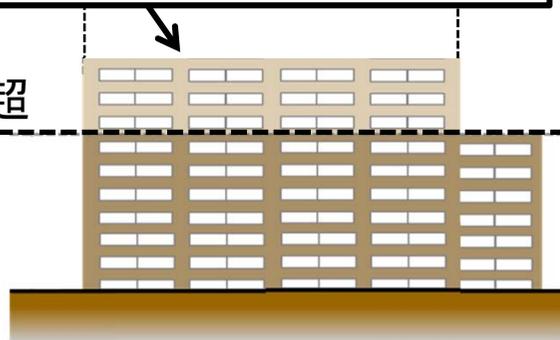
デッキ広場からの眺望イメージ

地区整備計画

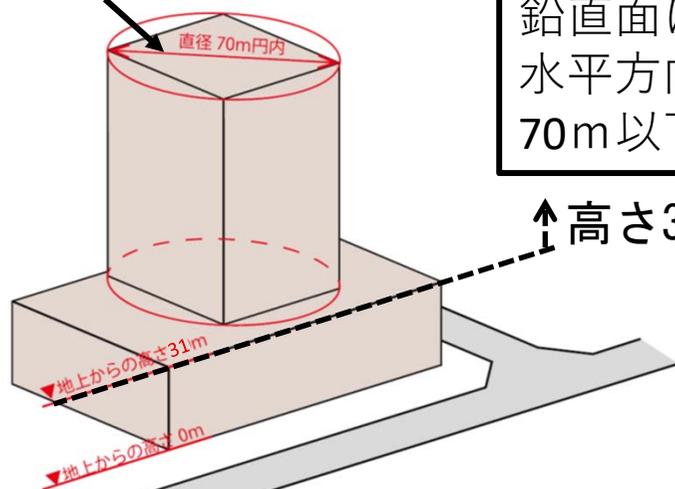
建築物等の形態意匠の制限

上部に向かって徐々に明度を高く
頭頂部等に透過性を持たせる

↑高さ20m超



直径70m



鉛直面に投影した
水平方向の長さを
70m以下とする

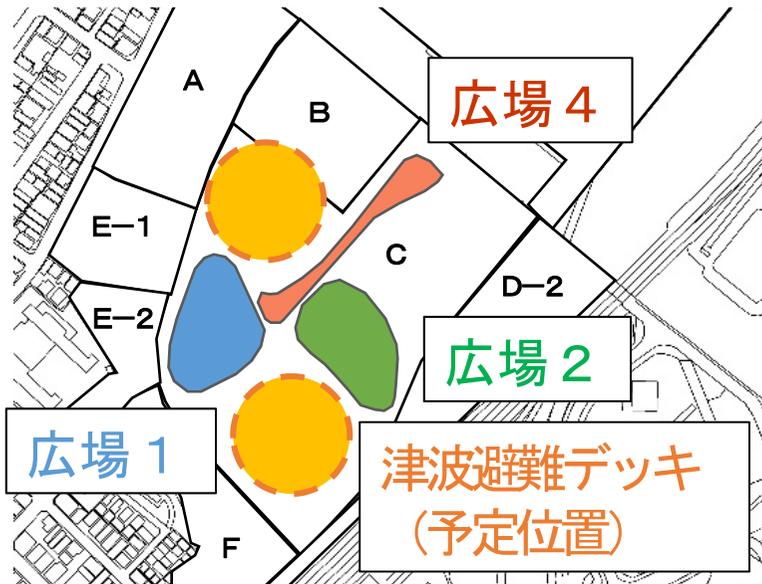
↑高さ31m超

・ 高さが60mを超える建築物は、統一感のある景観を形成するため、高さが20mを超える部分の外壁等の意匠により、外観を揃えることや圧迫感の軽減を図る。(C地区)

・ 高さが31mを超える建築物の部分は、当該部分の鉛直面に投影した水平方向の長さを70m以下とする。(B,C地区)

地区整備計画

建築物等の形態意匠の制限(C地区)



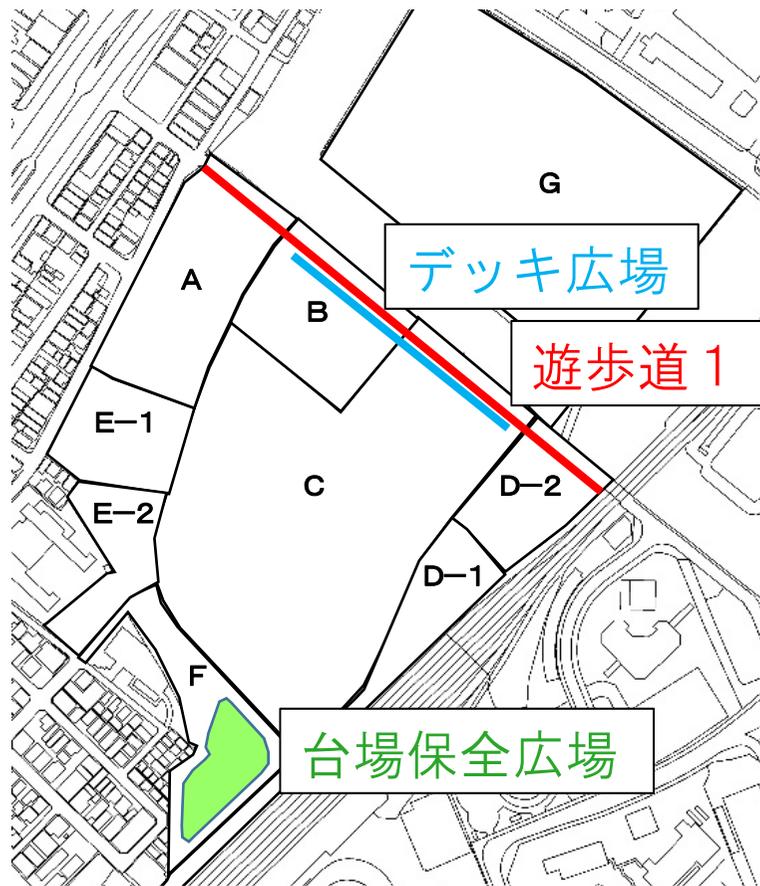
広場 4 の見通しのイメージ

建築物は、地区内の視認性や回遊性を高めるため、広場 4 の西側端部と次の場所の通行や見通しを阻害しないこと。

- (1) 広場 1、広場 2
- (2) 津波避難デッキへ通ずる階段で広場 4 の西側端部に面するもの
- (3) 広場 1、2 に面して設ける 1、2 階の開口部
- (4) 広場 4 の西側端部と東側端部
- (5) 区画道路 3 の主要な道路に接する部分

地区整備計画

建築物等の形態意匠の制限



- ・賑わいの連続性を確保するため、遊歩道 1 からデッキ広場につながる階段を視認性に配慮した位置に設ける。(C地区)
- ・神奈川台場遺構の保全又は活用に資する建築物は、台場保全広場との調和を図る。(F地区)

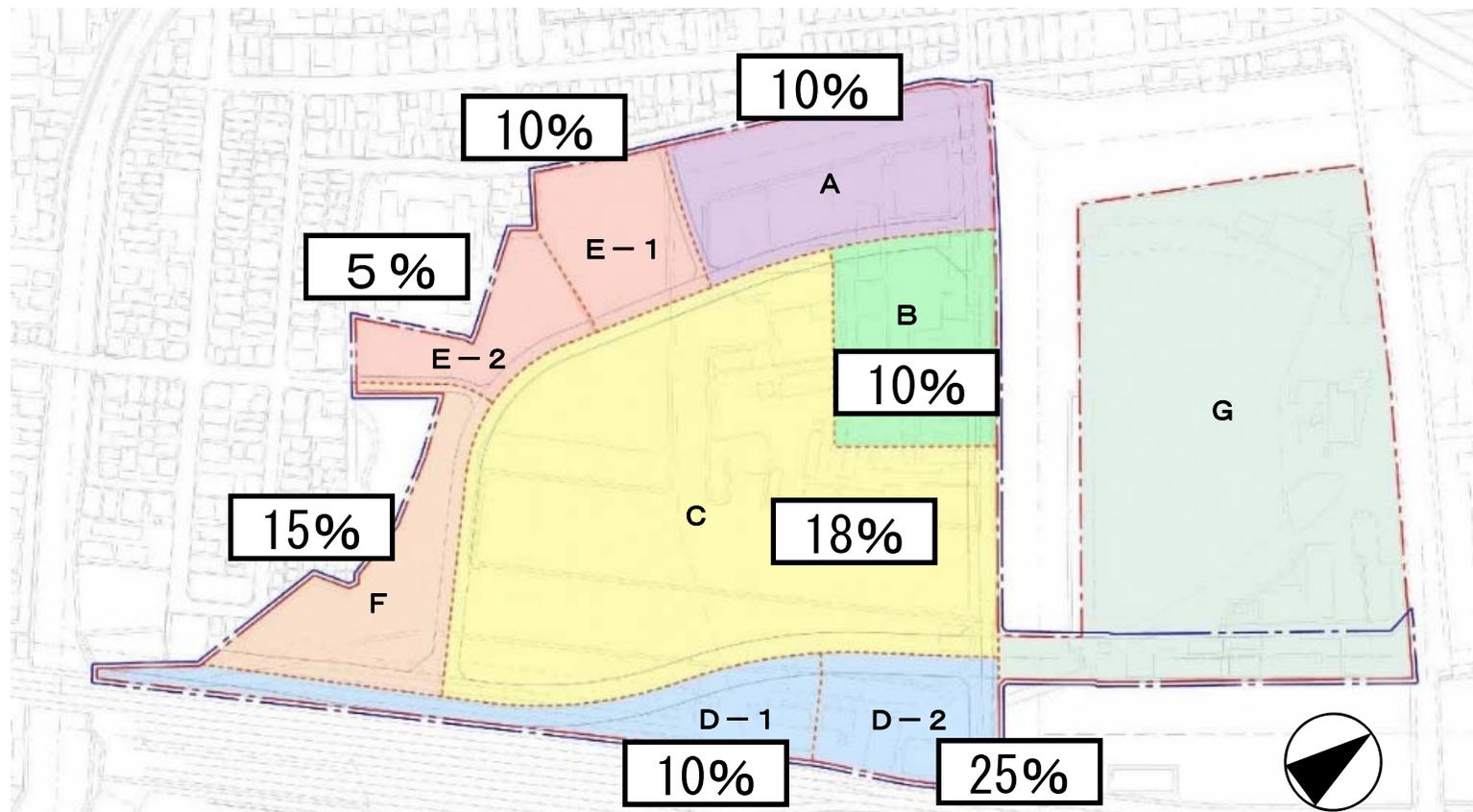


遊歩道 1 とデッキ広場のイメージ

地区整備計画

建築物の緑化率の最低限度

地区全体で15%以上



地区整備計画

垣又はさくの構造の制限

垣又はさくの構造は、生け垣、フェンスその他これらに類する開放性のあるものとする。

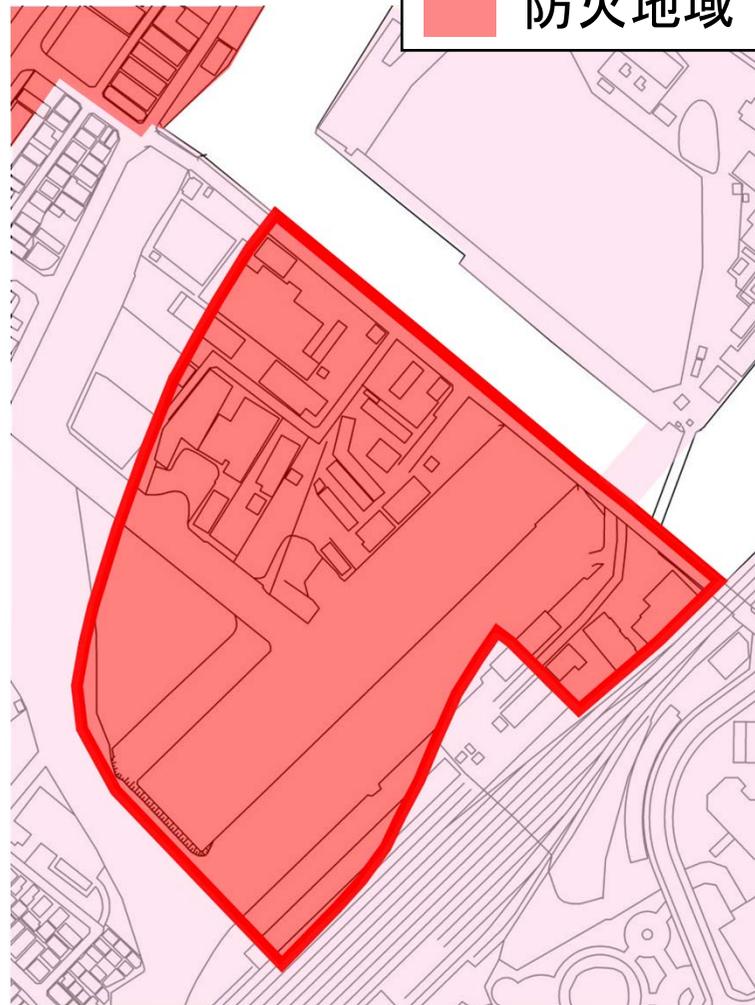
防火地域及び準防火地域とは

市街地における火災の危険を防ぐため、建築物の規模に応じて耐火建築物等にする必要がある地域のことです。

旧



新

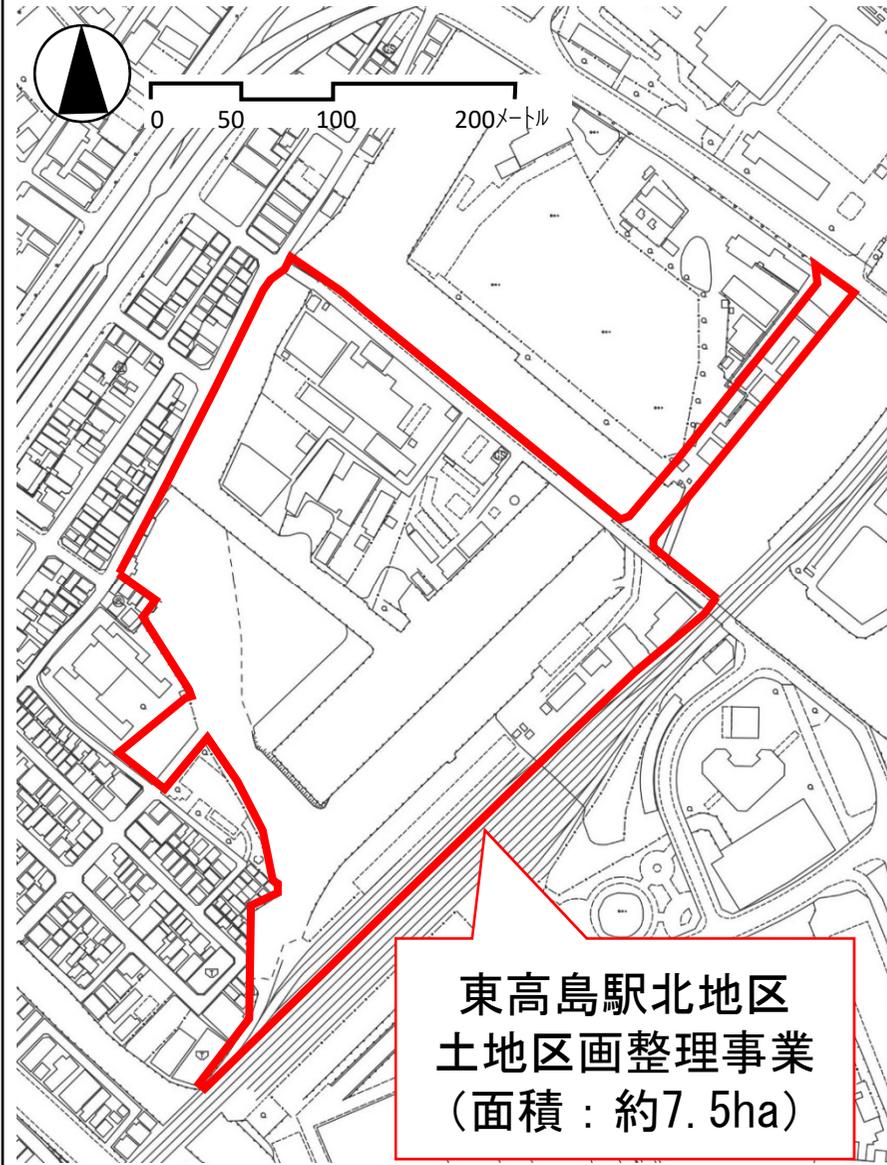


防火地域及び準防火地域を変更する区域

変更面積 約4.4ha

土地区画整理事業とは

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業のことです。

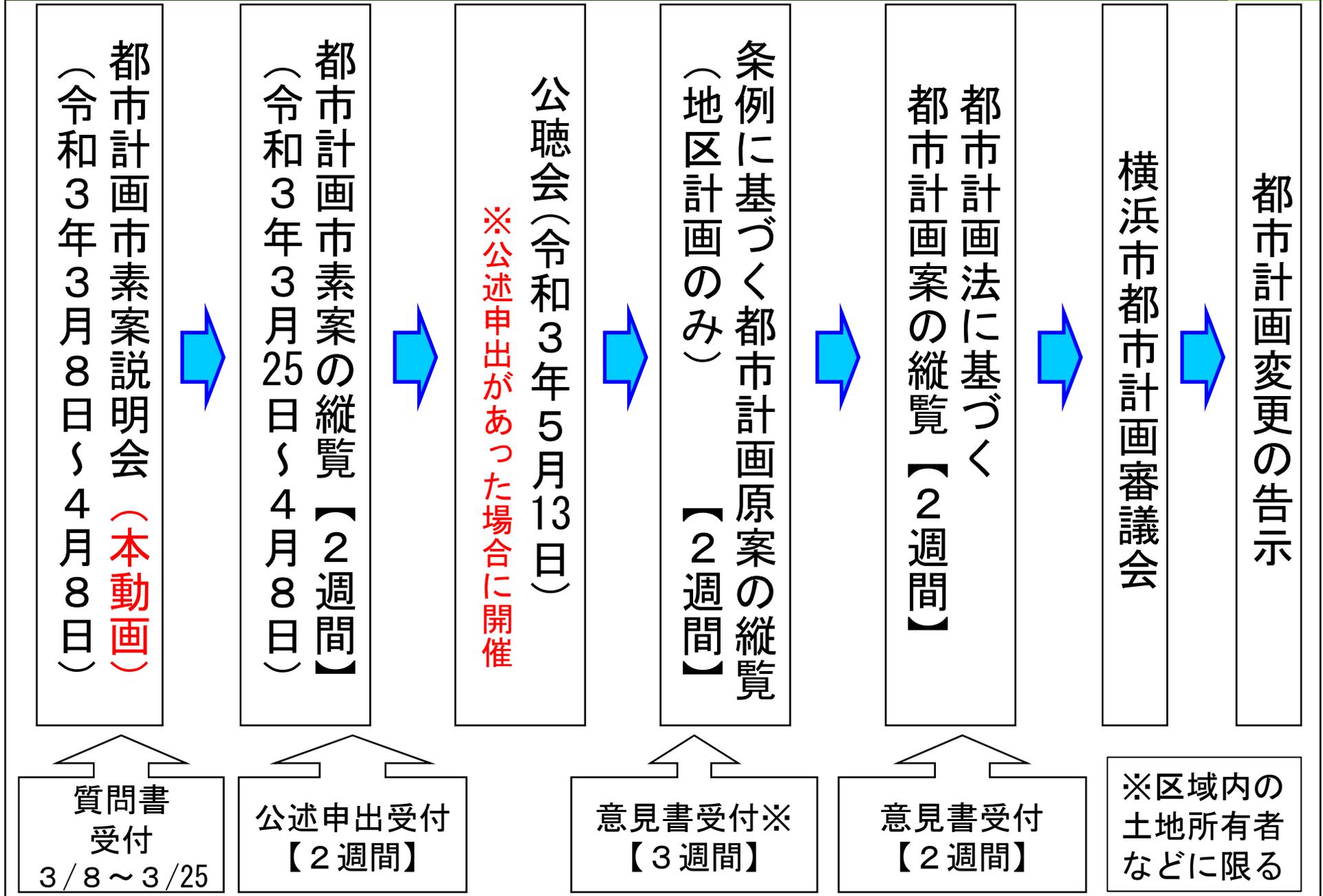


土地区画整理事業の施行区域

公共施設の配置	道路	3・3・52号栄千若線 各街区の土地利用を考慮して、幅員6m~12mの区画道路を適宜配置する。
	公園及び緑地	公園は、 広場等とあわせて 、地区面積の3%以上かつ計画人口1人当たり3㎡以上を確保し、街区構成を考慮して、地区内に適宜配置する。
	その他の公共施設	下水道計画における排水処理の排除方法は分流式とする。 雨水排水については 地盤高等の関係で河川に直接排水できない箇所を除き 、直接河川に排水し、汚水排水については地区外の合流幹線へ接続する。また、電線共同溝を設置し、電線類の地中化を図る。
宅地の整備	街区の大きさは、土地利用を勘案し、適宜設計する。 街区の規模は約400㎡~33,000㎡とする。	

4 今後の都市計画手続

今後の都市計画手続



◆ 市素案に対する質問書の受付

<p>受付期間 (※期間内必着)</p>	<p>第1次：令和3年3月8日(月)～3月16日(火) 【回答を3月22日(月)公表予定】</p> <p>第2次：令和3年3月17日(水)～3月25日(木) 【回答を3月31日(水)公表予定】</p> <p>土・日・祝日を除く (受付時間 午前8時45分～午後5時15分)</p>
<p>提出方法</p>	<p>① 電子申請 横浜市ホームページから申請 ※システムメンテナンス(不定期)中は、使用できません。</p> <p>② 書面(郵送又は持参) 質問書(任意様式)を建築局都市計画課へ提出</p>

◆ 都市計画市素案の縦覧(閲覧)

期間	令和3年3月25日(木)～4月8日(木) 土・日を除く (受付時間 午前8時45分～午後5時15分)
場所	建築局都市計画課

※神奈川区役所区政推進課で「都市計画市素案の写し」が閲覧できます。

受付時間 午前8時45分～午後5時

※横浜市ホームページで「都市計画市素案の概要」をご覧になれます。

◆公述の申出

関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

<p>申出期間 (※期間内必着)</p>	<p>令和3年3月25日(木)～4月8日(木) 土・日を除く (受付時間 午前8時45分～午後5時15分)</p>
<p>申出方法</p>	<p>① 電子申請 横浜市ホームページから申請 ※システムメンテナンス(不定期)中は、使用できません。</p> <p>② 書面(郵送又は持参) 公述申出書を建築局都市計画課へ提出 ※公述申出書の様式は、建築局都市計画課及び神奈川区 区政推進課窓口で配布するほか、横浜市ホームページ からダウンロードできます。</p> <p>◆4月8日(木)午後5時15分 必着又は申請完了</p>

◆ 公聴会（※公述の申出があった場合に開催します。）

日時	令和3年5月13日（木） 午前9時公開開始
場所	横浜市ホームページ上での書面による意見の公開
<p>◆公述人は10名程度。申出多数の場合は抽選。 ◆公聴会の開催の有無は、 4月12日（月）以降に、横浜市ホームページ等でご確認ください。</p>	

◆ お問い合わせ先

◇ 都市計画の内容・事業内容について

横浜市 都市整備局 都心再生課(※)
(横浜市中区本町6-50-10 市庁舎29階)
TEL : 045-671-3857

(※) 令和3年4月1日より「横浜駅・みなとみらい推進課」に変更となる予定です

◇ 都市計画手続について

横浜市 建築局 都市計画課
(横浜市中区本町6-50-10 市庁舎25階)
TEL : 045-671-2657